

■ J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定

第1部 一般条項

第1条 会員

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この規定を承認のうえ、当行が発行するJ P B A N K V I S Aカード又はJ P B A N K マスターカード（以下「カード」といいます。）の入会を申し込まれた個人で、当行が審査のうえ、入会を承認した方を本会員とします。また、当行が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
- (2) 本会員が自己の代理人として指定し、第4項及び第5項の責任を負うことを承認した家族で、当行が承認した方を家族会員とします。（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）
- (3) 本会員は、自己の代理人として家族会員に当行が当該家族会員用に発行したカード（以下「家族カード」といいます。）及び会員番号をこの規定に基づき利用させることができ、家族会員は、本会員の代理人としてこの規定に基づき家族カード及び会員番号を利用することができます。家族会員は、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当然、会員資格を喪失するものとします。
- (4) 本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用して決済をした金額を、家族会員が指定した支払方法により当行に支払うものとします。その他、本会員は、家族会員が家族カード及び会員番号を利用したことにより生じるすべての責任を負うものとします。この場合、家族会員は、当行が、家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- (5) 本会員は、家族会員に対しこの規定の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員がこの規定の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。
- (6) 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず第2項に規定する代理人でなくなった場合又は代理人でないことが判明した場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申出以前に前2項の代理人としての責任が消滅したことを、当行に対して主張することはできません。

第2条 年会費

本会員は、当行に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は当行所定の方法により通知するものとし、支払われた年会費は、当行の責に帰す事由により退会又は会員資格を喪失した場合を除き、返還しません。

第3条 届出事項の変更

- (1) 当行に届け出た住所、氏名、電話番号、職業、勤務先、取引を行う目的等の届出事項に変更があった場合には、次項の場合を除き、直ちに会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、カード及び通帳を添えて、カードを取り扱うことを当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（第21条において「取扱本支店等」といいます。）に届け出てください。
ただし、カードの紛失・盗難等、当行が適当と認める場合は、カード又は通帳の提出は必要ありません。
- (2) 暗証番号を変更する場合は、会員は、当行所定の届書にカードを添えて郵送により届け出てください。
- (3) 第1項の届出がなされていない場合でも、当行は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る第1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は当行の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。
- (4) 第1項の届出がないために、当行からの通知又は送付書類その他の物が延着又は不着とな

った場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときを除きます。

- (5) 会員が第20条第1項⑧又は⑨に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。
- (6) 当行は会員への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。

第4条 カードの貸与と取扱い

- (1) 当行は、本会員に本会員氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」といいます。）を表面に印字した本会員の申込区分に応じたカードを発行し、貸与します。
- (2) 本会員は、当行が発行する他のクレジットカードと重複して申込みできないものとします。
- (3) 当行は、本会員からの申出により、家族会員に対して当行所定の枚数の家族カードを発行し、貸与します。なお、家族カードは本会員の申込区分と同一の区分のカードとします。
- (4) 会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。会員は、カード発行後も、当行が会員本人であることの確認を求めた場合にはこれに従うものとします。なお、セキュリティ上の理由その他の事由により会員番号が変更される場合があります。その場合、当行は、新しい会員番号を含むカード情報を表面に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含みます。）を発行し、貸与します。
- (5) カードの所有権は当行に帰属します。カード及びカード情報はカード表面に印字された会員本人以外は使用できないものとします。
- (6) 会員は、現行紙幣・貨幣の購入、又は、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また、カードを違法な取引に使用してはなりません。
- (7) 会員は、カード及びカード情報の使用、保管又は管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、寄託又はカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カード及びカード情報を他人に使用させ又は使用のために占有を移転させてはなりません。
- (8) カード及びカード情報の使用、保管又は管理に際して、会員が前各項に違反し、その違反に起因してカード及びカード情報が不正に利用された場合、本会員は、そのカード利用に係る債務についてすべて支払の責を負うものとします。

第5条 カードの有効期限

- (1) カードの有効期限は、当行が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。ただし、当行は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新しいカードを発行することができるものとし、その場合当該新しいカードに適用のある会員規定が適用されます。従前のカードは、会員が新しいカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所あてに当行が送付した新しいカードが不着となった場合等、当該届出住所あてに新しいカードを発送しても到着しないと当行が認める場合には、当行が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。
- (2) 有効期限の2か月前までに退会の申出がなく、かつ、当行が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しいカードと会員規定を送付します。ただし、届出住所あてに当行が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所あてに郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
- (3) カードの有効期限が経過した場合又は第1項の新しいカードの送付があった場合には、本会員は有効期限を経過したカード又は第1項の従前のカードを直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードの有効期限内におけるカード利用による支払については、有効期限経過後といえどもこの規定を適用するものとします。

第6条 暗証番号

- (1) 当行は、本会員から申出のあったカードの暗証番号を当行所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合又は当行が定める指定禁止番号を申し出た場合は、当行所定の方法により登録します。
- (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用に当たり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、本会員は、そのために生ずる一切の債務について支払の責を負うものとします。

第7条 カードの利用枠

- (1) カードの総利用枠は、本会員につき、会員のカードショッピング、海外キャッシュサービス、キャッシングリボ及びキャッシング一括の利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額及び次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。
- (2) カードショッピング利用枠は、本会員につき、会員のカードショッピングの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
- (3) 割賦利用枠は、本会員につき、会員のカードショッピングのうちリボルビング払い、分割払い（3回以上のものをいいます。以下同じとします。）、2回払い及びボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
- (4) カードショッピングのうち会員のリボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。
- (5) 前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払うものとします。
- (6) キャッシング利用枠は、本会員につき、会員のキャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は第1項の総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
- (7) キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
- (8) キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、第6項のキャッシング利用枠のうち、30万円を超えない範囲で当行が定めるものとします。
- (9) 会員がこの条の利用枠を超えてカードを利用した場合も、本会員は当然にその支払の責を負うものとします。
- (10) この条の利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
 - ① カード利用に係る債務等当行に対する債務の履行を怠った場合
 - ② 会員のカードの利用状況及び本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合
 - ③ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当行が必要と認めた場合
- (11) この条の利用枠は、当行所定の方法により、増額することができるものとします。ただし、本会員より増枠を希望しない旨の申出があった場合は増額しないものとします。

第8条 カードの再発行

本会員は、カードの盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして当行が認めた事由によりカードの再発行を受けようとするときは、当行所定の方法により請求してください。当行が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、本会員は、当行所定の方法により当行所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第9条 カードの紛失、盗難、偽造等

- (1) カード又はカード情報等が紛失・盗難・詐取・横領等（以下総称して「紛失・盗難等」といいます。）により他人に不正利用された場合、本会員は、そのカード又はカード情報等の利用により発生するすべての債務について支払の責を負うものとします。
- (2) カード又はカード情報等の紛失・盗難等の場合、紛失・盗難等によりカードが他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、会員は、速やかにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難等については、当行への通知で足りるものとします。
- (3) 偽造カードの使用に係る債務については、本会員は支払の責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- (4) 前項にかかわらず、偽造カードの作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について本会員が支払の責を負うものとします。
- (5) 当行は、カードが第三者によって拾得される等当行が認識した事由に起因して不正利用の可能性があると判断した場合、当行の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第10条 会員保障制度

- (1) 前条第1項にかかわらず、当行は、会員が紛失・盗難等により他人にカード又はカード情報等を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察及び当行への届出がなされたときは、これによって本会員が被るカード又はカード情報等の不正利用による損害をてん補します。
- (2) 保障期間は、入会日から1年間とし毎年自動的に継続されるものとします。
- (3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
 - ① 会員の故意又は重大な過失に起因する損害
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ 会員の家族・同居人・当行から送付したカード又はカード情報等の受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - ④ 会員が次項の義務を怠った場合
 - ⑤ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥ カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービス取引等のうち暗証番号の入力を伴う取引についての損害（ただし、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意又は過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）
 - ⑦ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
 - ⑨ その他この規定に違反する使用に起因する損害
- (4) 本会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害のてん補に必要と認める書類を当行に提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- (5) 会員は、第1項の紛失・盗難等に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当行に通知し、当行と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
- (6) 本会員は、当行から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当行に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、本会員は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当行に支払うものとします。
- (7) 会員は、前条第2項に従って当行に対して通知し又は届け出た事項、及び第4項の書類に記載した事項を、当行が必要に応じて、当行が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。

第11条 カード利用の一時停止等

- (1) 当行は、会員が利用枠を超えた利用をした場合若しくは利用をしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、又は延滞が発生する等のカード利用に係る債務の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部又は一部の利用を一時的にお断りすることがあります。
- (2) 当行は、会員がこの規定に違反した場合若しくは違反するおそれがある場合又はカードの利用状況に不審がある場合には、会員に事前に通知・催促等を行うことなく、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部若しくは一部の利用を一時的に停止すること、又は本支店、加盟店若しくは現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」といいます。）等を通じてカードの回収を行うことができます。当該カード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
- (3) 当行は、カード又はカード情報の第三者による不正利用の可能性があるとして当行が判断した場合、会員への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスの全部又は一部の利用を保留又はお断りすることがあります。
- (4) 当行は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
- (5) 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出及び当行が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が充分に行われていないと認められる国又は地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当行が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

第12条 付帯サービス等

- (1) 会員は、当行又は当行の提携会社が提供するカード付帯サービス及び特典（以下総称して「付帯サービス等」といいます。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス等及びその内容については別途当行から本会員に対し通知又は公表します。会員は、当行と提携会社との提携関係の終了等によって付帯サービス等が利用できなくなる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- (2) 会員は、付帯サービス等の利用等に関する規定等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービス等の利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 会員は、当行が必要と認めた場合には、当行が付帯サービス等及びその内容を変更することをあらかじめ承諾するものとします。
- (4) 会員は、第20条により会員資格が取り消された場合又は第21条により退会をした場合、付帯サービス等（会員資格取消前又は退会前に取得済の特典を含みます。）を利用する権利を喪失するものとします。

第13条 保証

- (1) 本会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。
- (2) 本会員と保証会社との間の取決めは、別途「ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード／マスターカード保証委託約款」に定めるものとします。
- (3) 当行が保証会社を変更した場合には、本会員は、当該新保証会社が定める、前項の保証委託約款と同等の内容の新保証委託約款を承認することに、あらかじめ同意するものとします。

第14条 代金決済口座及び決済日

- (1) 本会員は、当該本会員が当行に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息及び年会費等この規定による一切の債務について、当該本会員が支払のために指定した通常貯金規定に定める通常貯金（本会員名義に限り、以下「決済口座」といいます。）から自動払込み規定に定める自動払込み（以下「自動払込み」といいます。）により支払うものとします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認めるときは、当行の指定する口座への払込み等当行が別途指定する方法で支払うものとします。

- (2) 当行に支払うべき債務の支払期日は、毎月26日（当日が当行休業日の場合は翌営業日）とします。
- (3) 支払期日における本会員の当行に支払うべき債務は、当該本会員が当行に支払うべき一切の債務のうち、前月末日の締切日までに、利用代金債権の当行への譲渡手続又は立替払いの当行への請求手続が終了したものが対象となります。
- (4) 当行は、本会員の毎月の支払に係るご利用代金明細情報を当行所定のWEBサイトに閲覧可能な状態におくこと又は当行所定の利用代金明細書（以下、ご利用明細情報とあわせて「ご利用代金明細情報等」といいます。）を支払期日までに本会員の届出住所あてに送付することにより本会員に通知します。会員はJP BANK カードWEB特約及びJP BANKカードWEBカードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意のうえ、当行指定の方法により、ご利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。当行所定の利用代金明細書を支払期日までに本会員の届出住所あてに送付します。本会員は、当該ご利用代金明細情報等の内容に異議がある場合には、ご利用代金明細情報等の受領後10日以内に当行に対し異議を申し出てください。ただし、支払が年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。

第15条 海外利用代金の決済レート等

- (1) 決済が外貨による場合におけるカード利用代金（カード利用が日本国内であるものを含みます。）は、外貨額をVISAインターナショナルサービスアソシエーション又はマスターカードインターナショナルインコーポレーテッド（以下両者を「国際提携組織」といいます。）の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当行が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
- (2) 日本国外でカードを利用する場合、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類が必要とされる場合には、当行の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限又は停止に応じていただくことがあります。

第16条 決済口座の残高不足等による再払込み等

- (1) 決済口座の残高不足等により、支払期日に、当行に支払うべき債務の自動払込みができない場合には、当行は、支払期日以降の任意の日において、その全部又は一部につきこれを行うことができるものとします。ただし、当行から別途指示があったときは、本会員は、その指定する方法で支払うものとします。
- (2) 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その全部又は一部につき当行に支払うべき債務の自動払込みにかかる費用（以下「再自動払込みにかかる費用」といいます。）を負担するものとします。
- (3) 再自動払込みにかかる費用は、当行が別途定める額とします。

第17条 支払金等の充当順序

本会員の弁済した金額が、この規定及びその他の規定等に基づき当行に支払うべき一切の債務を完済させるに足りないときは、当行が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

第18条 手数料率、利率の変更

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、キャッシング一括の利率、海外キャッシュサービスの利率及び遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第24条の規定にかかわらず、当行から手数料率又は利率の変更を通知した後は、リボルビング払い及びキャッシングリボについては変更後の未決済残高又は融資残高に対し、分割払い、キャッシング一括及び海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料

料率又は利率が適用されるものとします。

第19条 期限の利益の喪失

- (1) 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、この規定に基づく当行に支払うべき一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
 - ① 仮差押、差押若しくは競売の申請又は破産手続若しくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき
 - ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押があったとき
 - ③ 自ら振り出した手形若しくは小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき
 - ④ カードショッピング代金のリボルビング払い、分割払い、2回払い又はボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当行から20日以上 of 相当な期間を定めて書面で支払の催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
- (2) 本会員は、当行に支払うべき債務の履行を遅滞した場合又は次条第1項①から⑦までのいずれか若しくは第2項の規定により会員資格を取り消された場合には、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
- (3) 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合には、当行の請求により、この規定に基づく当行に支払うべき一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
 - ① 当行が所有権を留保した商品の質入れ・譲渡・賃貸その他の処分を行ったとき
 - ② この規定上の義務に違反し、その違反がこの規定の重大な違反となるとき
 - ③ 本会員の信用状態が悪化したとき
- (4) 本会員は、次条第1項⑧又は⑨の事由により会員資格を取り消された場合、この規定に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
- (5) 本会員は、前4項の債務を支払う場合には、当行が指定する方法で支払うものとします。

第20条 会員資格の取消

- (1) 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合その他当行において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取り消すことができるものとします。
 - ① カード等の申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収又は家族構成等会員の特定若しくは信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合
 - ② この規定のいずれかに違反した場合
 - ③ 当行に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
 - ④ 決済口座を解約した場合
 - ⑤ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適當であると当行が判断した又は会員のカードの利用状況に不審があると当行が判断した場合
 - ⑥ 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - ⑦ 本会員が、第13条第1項の保証を受けられなくなった場合
 - ⑧ 会員が、次の(i)から(xi)までのいずれかに該当したことが判明した場合
 - (i) 暴力団
 - (ii) 暴力団員
 - (iii) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (iv) 暴力団準構成員
 - (v) 暴力団関係企業
 - (vi) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (vii) テロリスト等
 - (viii) 日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者
 - (ix) (i)から(viii)までに掲げる者に対して資金を提供し、又は利益若しくは便宜を供与する等の関係を有していると認められる者

- (x) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (xi) その他前記(i)から(x)に準ずる者
 - ⑨ 会員が、自ら又は第三者を利用して、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する行為をした場合
 - (i) 暴力的な要求行為
 - (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (iv) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
 - (v) その他前記(i)から(iv)に準ずる行為
 - ⑩ 会員に対し第3条第5項又は第11条第5項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
- (2) 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
 - (3) 会員資格を取り消されたときは、当行が必要と認めた場合には、本会員は、速やかにカード（家族カードを発行している場合は当該家族カードも含みます。）を当行に返却するものとします。また、会員資格を取り消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
 - (4) 当行は、会員資格の取消を行った場合には、カードの無効通知及び無効登録を行い、本支店、加盟店又はATM等を通じて会員にカードの返却を求めることができるものとします。会員は、当該カードの返却を求められたときは、異議なく直ちにこれに応じるものとします。
 - (5) 本会員は、会員資格の取消後においても、カードを利用し又は利用されたとき（会員番号の使用を含みます。）は当該使用によって生じたカード利用に係るすべての債務について支払いの責を負うものとします。

第21条 退会

- (1) 本会員が退会する場合は、当行所定の方法により届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、本会員のカード（家族カードを発行している場合は当該家族カードも含みます。）を取扱本支店等に返却するものとします。また、債務全額を弁済していたくこともあります。
- (2) 本会員は、退会する場合には、当行が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用し又は会員番号を使用して生じたカード利用に係るすべての債務について支払いの責を負うものとします。
- (3) 家族会員のみが退会をする場合も、第1項の方法により届け出るものとします。この場合、当行が必要と認めた場合には、退会する家族会員のカードを取扱本支店等に返却するものとします。

第21条の2 当行からの相殺

- (1) 本会員が、この規定に基づくカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する本会員の貯金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は本会員に対し、書面により通知します。
- (2) 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、貯金その他債権の利率については当行の定めるところによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第21条の3 本会員からの相殺

- (1) 本会員は、弁済期にある貯金その他債権とこの規定に基づくカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、本会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、本会員は当行に対し、書面により通知します。

- (2) 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、貯金等の利率については当行の定めるところによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第21条の4 相殺における充当の指定

- (1) 当行から相殺する場合に、本会員がこの規定に基づくカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺に充てるかを指定することができます。
- (2) 本会員から返済又は相殺をする場合に、本会員がこの規定に基づくカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済又は相殺に充てるかを指定することができます。なお、本会員がどの返済又は相殺に充てるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。

第22条 業務の委託

当行は、クレジットカードに関する業務及びその他会員サービスに関する業務の全部又は一部を個人情報の保護措置を講じたうえで、保証会社及びその他の企業に委託できるものとします。

第23条 費用の負担

債務の支払等に関し法的措置等に要した費用は、退会後といえどもすべて会員の負担とします。

第24条 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第2部 ショッピング条項

第25条 カードショッピング

(1) 利用可能な加盟店

会員は、次の加盟店においてカードを利用することができます。ただし、会員は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険について十分に注意するものとします。

- ① 当行の加盟店
- ② 当行と提携したクレジットカード会社（以下「提携クレジットカード会社」といいます。）の加盟店
- ③ V i s aカードにあつてはV I S Aインターナショナルサービスアソシエーションと、マスターカードにあつてはマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドと提携した銀行又はクレジットカード会社（以下「海外クレジットカード会社」といいます。）の加盟店

(2) 加盟店の店頭での利用手続

商品の購入その他の取引を行うに際し、次の方法によりカード決済することができます。

- ① 加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。
- ② 一部の加盟店においては、売上票への署名を省略する方法、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力する方法、又はICチップを端末機等にかざしてご利用する場合（非接触ICチップでのご利用の場合に限ります。以下この条において同じとします。）には、ご利用の金額に応じサインレス若しくは売上票への署名をする方法等、

当行が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

(3) 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続

郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当行又は他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、会員の氏名、届出住所等（以下総称して、この条において「会員番号等」といいます。）を記入することにより、又は電話で加盟店に対して会員番号等を告知することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

(4) オンライン取引の際の利用手続

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当行又は他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号等をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって会員が負担した債務の決済手段とすることができます。

(5) ICカードの利用手続

カードの種類がICクレジットカード（ICチップを搭載したクレジットカード）の場合には、当行が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当行が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、又は売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障等の場合又は別途当行が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

(6) 継続的利用代金の支払手段としての利用手続

会員は、当行が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、会員番号若しくは有効期限等が変更され又は会員資格喪失等によりカードが利用できなくなったときには、その旨を加盟店に通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとし、別途当行から指示がある場合にはこれに従うものとします。ただし、会員がカード種類切替等で会員番号が変更になった場合等当行が必要又は適当と認めたときには、当行が加盟店（加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当行以外の法人等を含みます。以下、次条において同じとします。）に対し新しい会員番号の変更情報等を通知する場合があることを、会員はあらかじめ承諾するものとします。

(7) カードの利用に際し、原則、当行の承認を必要とします。この場合、会員は、利用する取引、購入商品の種類又は利用金額等により、当行が直接又は提携クレジットカード会社若しくは海外クレジットカード会社を経由して、加盟店又は会員自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。

第26条 立替払いの承諾等

(1) 会員は、当行に対し、前条に従い、加盟店においてカードを利用した場合、当行が加盟店に対し立替払いを行うことを承諾し、この規定に基づく契約の締結をもって、当行に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。会員は、当行が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店の会員に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店に対する抗弁を当行に主張できる場合を除いて、加盟店に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含みますがこれらに限りません。）を放棄するものとします。

① 当行が、加盟店に対し立替払いを行うことを決定したこと（立替払いの現実の実行の前後を問いません。）により、当行が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払いは、当行が適当と認める第三者を経由する場合があること。

② 当行と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当行に債権譲渡する場合があること。この場合、当行が適当と認めた第三者（この号では提携クレジットカード会社及び海外クレジットカード会社を除きます。）を経由する場合があること。

③ 提携クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし又は当該加盟店から提携クレジットカード会社に債権譲渡し（これら

の場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります。）、当行が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。

- ④ 海外クレジットカード会社と加盟店との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店に立替払いし又は当該加盟店から海外クレジットカード会社に債権譲渡し（これらの場合、当行が適当と認めた第三者を経由する場合があります。）、当行が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。
- (2) カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店との間で解決するものとします。また、カードの利用により加盟店と取引した後に当該加盟店との合意によってこれを取り消す場合は、その代金の精算については当行所定の方法によるものとします。
- (3) 会員は、カード利用に係る当行債権の特定及び内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話その他の取引の内容及びそれに関する情報及び通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当行に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。
- (4) 会員は、カード利用により購入した商品の代金債務を当行に完済するまでの間、当該商品の所有権が当行に帰属することを承諾するものとします。

第27条 カード利用代金の支払区分

- (1) カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い及び分割払いとし、カード利用の際に会員が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、あらかじめ当行が適当と認めた会員が、当行が認めた加盟店で指定できるものとします。
- (2) 会員の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払いとなります。

第28条 1回払い・2回払い・ボーナス一括払い

- (1) 1回払い、2回払い及びボーナス一括払いの支払期日及び分割支払金の額は次のとおりとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
 - ① 1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額につき当月の支払期日
対象となる利用は、前月1日から前月末日までの利用分
 - ② 2回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額（端数は初回分に算入）につき、それぞれ当月と翌月の支払期日
対象となる利用は、前月1日から前月末日までの利用分
 - ③ ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。
- (2) 会員は、当行が適当と認めた場合には、別途定める方法により、1回払いに係る債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記＜繰上返済の可否及び方法＞に定めるとおりとします。

第29条 リボルビング払い

- (1) リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
 - ① カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分として、リボルビング払いを指定する方法。
 - ② カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当行が適当と認めた会員が当行が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当該申出について当行が適当と認めた場合に、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分をリボルビング払いに変更する方法（以下「あとからリボ」といいます。）。その場合、手数料計算及び弁済金の額等については、1回払い及び2回払いから変更するときは、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取り扱うものとし、ボーナス一括払いから変更するときは、ボーナス一括払いの支払期日の締切日（支払期日の前月末日をいいます。以下同じとします。）にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払い

- からの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消があった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
- (2) 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、弁済金（毎月支払額）のお支払コースを指定した際に指定した金額（5千円又は1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）又は当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて次項の手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。
- (3) 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率より年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1か月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
- (4) 会員は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記＜繰上返済の可否及び方法＞に定めるとおりとします。
- (5) 第26条第2項のカード利用後の取消があった場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、当該取消にかかわらず第3項の手数料が発生するものとし、会員はこれを支払うものとします。

第30条 分割払い

- (1) 分割払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
- ① カード利用の都度分割払いを指定する方法。
 - ② カード利用の際に1回払い・2回払い（1回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当行が適当と認めた本会員が、当行が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当行が適当と認めた場合、当該代金（2回払いは利用額の全額）の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算及び分割支払額等については、1回払い・2回払いから変更するときは、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取り扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いから変更するときは、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
 - ③ 分割払いの指定をした後、第1回目の支払前であれば②の場合に準じて支払回数の変更ができるものとします。
- (2) 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表のとおりとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合に限り指定できます。
- (3) 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回に算入します。）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
- (4) 会員は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰り上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約のとおりカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法又はそれに準ずる当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記＜繰上返済の可否及び方法＞に定めるとおりとします。
- (5) 第26条第2項のカード利用後の取消の場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、当該取消にかかわらず第2項の分割払手数料が発生するものとし、会員はこれを支払うものとします。

- (6) また、本会員が希望し、当行が適当と認めた場合に限り、ボーナス支払月に加算した額を支払う方法とすることができます。

第31条 遅延損害金

- (1) 平成21年11月26日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下のとおりとします。
- ① 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日までの期間、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金全額（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日までの期間、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
 - ② 前①の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（付利単位100円）に対し支払期日の翌日から完済の日までの期間、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。
- (2) 平成21年11月26日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下のとおりとします。
- ① 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日までの期間、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日までの期間、商事法定利率（2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
 - ② 前①の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（付利単位100円）に対し支払期日の翌日から完済の日までの期間、年14.6%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し商事法定利率（2020年4月1日以降に遅延した場合は民法の定める法定利率）を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。

第32条 見本・カタログ等と現物の相違

会員が、日本国内の加盟店から見本・カタログ等により商品又はサービス（以下総称して「商品等」といいます。）の購入を行なった場合において、引き渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、会員は、加盟店に商品等の交換請求又は当該売買契約の解除をすることができます。

第33条 支払停止の抗弁

- (1) 会員は、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対する当該事由に係る商品等に係る債務について支払を停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。
- ① 商品等の引渡し又は提供がなされないこと
 - ② 商品等に瑕疵（欠陥）があること
 - ③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること

- (2) 当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申し出るときは、直ちに所定の手続をとるものとします。
- (3) 会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ支払停止の事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4) 会員は、第2項の申出をしたときは、直ちに支払停止の事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を当行に提出するよう努めるものとします。また、会員は、当行が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
- (5) 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとします。
 - ① 売買契約が会員にとって営業のために又は営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除きます。）であるとき
 - ② リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額が3万8千円に満たないとき
 - ③ 分割払い、2回払い及びボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
 - ④ 海外加盟店でカードを利用したとき
 - ⑤ 会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき
- (6) 会員は、当行がカードショッピング利用に係る債務の残高から第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用に係る債務の支払を継続するものとします。

第3部 キャッシング条項

第34条 キャッシングリボの利用方法

本会員は、自ら又は家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で当行から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞のとおりとし、当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責によらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第35条 キャッシングリボの利率及び利息の計算

- (1) キャッシングリボの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等＞のとおりとします。
- (2) お持ちのカードを他のカードに切り替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
- (3) 本会員は、キャッシングリボの借入金（付利単位100円）に対し、借入日の翌日より当行所定の利率による利息を支払うものとします。ただし、当行が定める日までにキャッシング一括・海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更する申込みを行い、当行が認めた場合に変更できる方法（以下「キャッシングもあとからリボ」といいます。）により、キャッシング一括・海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボへ変更したときは、キャッシングもあとからリボ申込日の翌日からキャッシングリボの利息を支払うものとします。
- (4) 毎月の利息額は、毎月の締切日までの日々の残高に対し年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1か月分とし、翌月の支払期日に支払うものとします。

第36条 キャッシングリボの借入金の支払い

- (1) キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に

- 応じて、当行が決定し、変更できるものとします。ただし、会員が希望し当行が適当と認めた場合は、返済額を変更し、又はボーナス月増額返済にすることが出来るものとします。
- (2) キャッシングリボの返済は、返済元金と前条第4項の経過利息の合計として当行が指定した金額を、第14条により支払うものとします。
- (3) 会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記<繰上返済の可否及び方法>のとおりとします。

第37条 キャッシング一括の利用方法

本会員は、自ら又は家族会員を代理人として、日本国内において、キャッシング一括として別途定める方法により、キャッシング一括の利用枠の範囲内で当行から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>のとおりとし、当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責によらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第38条 キャッシング一括の利率及び利息の計算

- (1) キャッシング一括の利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等>のとおりとします。
- (2) 本会員は、キャッシング一括の借入金（付利単位100円）に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
- (3) 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を経過利息として、翌月の支払期日に支払うものとします。

第39条 キャッシング一括の借入金の支払い

- (1) キャッシング一括の返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
- (2) 毎月の返済額は、毎月の締切日までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第14条により翌月の支払期日に支払うものとします。
- (3) 会員は、別途定める方法により、キャッシング一括の借入金の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記<繰上返済の可否及び方法>のとおりとします。
- (4) キャッシング一括の借入金について、当行が定める日までにキャッシングもあとからリボの申込みを行い、当行が適当と認めた場合は、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までをキャッシング一括のご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を日割計算します。

第40条 海外キャッシングサービスの利用方法

本会員は、自ら又は家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシングサービスとして別途定める方法により、海外キャッシングサービスの利用枠の範囲内で当行から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用方法>のとおりとし、当行の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当行の責によらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

第41条 海外キャッシングサービスの利率および利息の計算

- (1) 海外キャッシングサービスの利率は、当行所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等>の

とおりとします。

- (2) 本会員は、海外キャッシュサービスの借入金（付利単位100円）に対し、当行所定の利率による利息を支払うものとします。
- (3) 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を経過利息として、翌月の支払期日に支払うものとします。

第42条 海外キャッシュサービスの借入金の支払い

- (1) 海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数は1回とします。
- (2) 毎月の返済額は、毎月の締切日までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第14条により翌月の支払期日に支払うものとします。
- (3) 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第15条により換算された円貨とします。
- (4) 会員は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部又は一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法及び条件は、下記＜繰上返済の可否及び方法＞のとおりとします。
- (5) 海外キャッシュサービスの借入金について、当行が定める日までにキャッシングもあとかかりボの申込みを行い、当行が適当と認めた場合は、海外キャッシュサービスの借入金をキャッシングリボに変更することができます。その場合、申込日までを海外キャッシュサービスのご利用、申込日の翌日以降をキャッシングリボのご利用としてお借入期間を算出し、ご利用金額に対する利息を年365日（閏年は年366日）で日割計算します。

第43条 キャッシングの遅延損害金

- (1) 本会員が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金（付利単位100円）に対し支払期日の翌日から完済の日までの期間、また期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の日までの期間、年20.0%を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
- (2) 前項の取扱いはキャッシング一括及び海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

第44条 現金自動預払機等（ＡＴＭ等）利用時の手数料

会員は、当行の提携金融機関等が日本国内に設置しているＡＴＭ等を利用してキャッシングリボ、キャッシング一括を借り受け、又は臨時に返済する場合、当行所定の手数料を負担するものとします。その場合は、キャッシングリボの借入金等と同時に支払いいただきます。なお、ＡＴＭ等に機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、ＡＴＭ等の設置店舗の営業時間又はシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

＜キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシュサービスのご利用方法＞

	本会員			家族会員		
	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス
当行が指定するＡＴＭ等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当行の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	—	—	○	—	—	○

電話・インターネット等で申込みを行い、借入金を決済口座への振込みにより受領する方法	○	○	—	×	×	—
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行い、キャッシング一括・海外キャッシングサービスの借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	—	—	○	—	—

- 借入金を事業用途に利用しないこと。

<キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等>

●キャッシングリボ・キャッシング一括・海外キャッシングサービスのご利用条件

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済	利用残高及び返済方法に応じ、元金と利息を完済するまでの期間、回数。利用枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高に応じて、返済期間、返済回数は変動する。 <返済例> 借入額5万円、元利定額返済・毎月返済額5千円、実質年率15.0%の場合、12か月・12回※。 ※11回目・12回目の返済額は5千円未満	一般カード会員 …実質年率 15.0% ゴールドカード会員 …実質年率 15.0%
キャッシング一括	元利一括返済	26日～56日 (但し暦による)・1回	一般カード会員 …実質年率 15.0%
海外キャッシングサービス			ゴールドカード会員 …実質年率 15.0%

- 担保不要。第13条の保証会社三井住友カード株式会社以外の保証人不要。
- 元本・利息以外の金銭の支払不要。
- キャッシングサービス利用後に返済期間や回数を記載したカード利用代金明細書等をお送りします。ただし、追加の利用や繰上返済により当該書面内容が変動する場合があります。

<キャッシングリボのお支払例>

8月1日に100,000円ご利用(実質年率15.0%の場合)

- ◆ 初回(9月26日)お支払
 - ① お支払元金 … 3,768円
 - ② 利息※ … 1,232円
 - ③ お支払金額 … 5,000円
 - ④ お支払後残高 … 96,232円
- ◆ 第2回(10月26日)お支払
 - ① お支払元金 … 3,774円
 - ② 利息※ … 1,226円
 - ③ お支払金額 … 5,000円
 - ④ お支払後残高 … 92,458円
- ◆ 第3回(11月26日)お支払
 - ① お支払元金 … 3,783円
 - ② 利息※ … 1,217円
 - ③ お支払金額 … 5,000円

④ お支払後残高 … 88,675円

※ 利息計算方法

初 回 (8月2日～8月31日分) $100,000円 \times 15.0\% \times 30日 \div 365日$

第2回 (9月1日～9月30日分、支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。)

$100,000円 \times 15.0\% \times 26日 \div 365日 + 96,200円 \times 15.0\% \times 4日 \div 365日$

第3回 (10月1日～10月31日分、支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。)

$96,200円 \times 15.0\% \times 26日 \div 365日 + 92,400円 \times 15.0\% \times 5日 \div 365日$

日割計算のため、ご利用日、お支払日により異なります。

<割賦販売における用語の読み替え>

この規定、特約等において割賦販売における用語を以下の通り読み替えます。

割賦販売における用語	読み替え後の用語
・現金販売価格 ・現金提供価格 ・現金価格 ・利用金額 ・利用額	・利用代金
・支払回数 ・分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
・支払総額 ・分割払価格 ・分割価格	・分割支払金合計 ・支払総額 ・カードショッピングの支払総額
・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	・手数料 ・手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
・支払分 ・分割支払額 ・分割支払金 ・分割払金	・お支払い予定額 ・カードショッピングの支払金
・弁済金 ・各回の支払金額	・リボ払いお支払額 ・毎月支払額 ・今回お支払額 ・臨時元金返済額 ・約定お支払額 ・ボーナス月増額

<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>

・リボルビング払い 元金定額返済

一般カード会員…実質年率15.0%

ゴールドカード会員…実質年率12.0%

・分割払い

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率	12.00	13.25	13.75	14.25	14.50	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.50

(%)											
利用金額 100円当 りの分割 払手数料 の額 (円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12

※ ただし、24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合に限り指定できます。

<リボルビング払いのお支払例>

(毎月弁済金1万円、実質年率15.0%の場合)

8月1日から8月31日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合

◆ 初回(9月26日)お支払(ご利用残高 50,000円)

- ① お支払元金 … 10,000円
- ② 手数料 … ありません。
- ③ 弁済金 … 10,000円 (①)
- ④ お支払後残高 … 40,000円 (50,000円－10,000円)

◆ 第2回(10月26日)お支払(ご利用残高 40,000円)

- ① お支払元金 … 10,000円
- ② 手数料 (9月1日から9月30日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。)
… 50,000円×15.0%×26日÷365日＋40,000円×15.0%×4日÷365日＝599円
- ③ 弁済金 … 10,599円 (①10,000円＋②599円)
- ④ お支払後残高 … 30,000円 (40,000円－10,000円)

◆ 第3回(11月26日)お支払(ご利用残高 30,000円)

- ① お支払元金 … 10,000円
- ② 手数料 (10月1日から10月31日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります。)
… 40,000円×15.0%×26日÷365日＋30,000円×15.0%×5日÷365日＝489円
- ③ 弁済金 … 10,489円 (①10,000円＋②489円)
- ④ お支払後残高 … 20,000円 (30,000円－10,000円)

<分割払いのお支払例>

利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合

- ① 分割払手数料 50,000円×(6.70円÷100円)＝3,350円
- ② 分割支払金合計 50,000円＋3,350円＝53,350円
- ③ 分割支払額 53,350円÷10回＝5,335円

<2回払い、ボーナス一括払いの支払回数・支払期間・手数料>

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
2回払い	2回	2か月	不要
ボーナス一括払い	1回	2か月～8か月	不要

<繰上返済の可否及び方法>

	1回払い	リボルビング払い	分割払い	キャッシングリボ	キャッシング一括	海外キャッシングサービス
--	------	----------	------	----------	----------	--------------

当行が別途定める期間において、当行指定の提携金融機関の日本国内のＡＴＭ等から入金して返済する方法	×	○	×	○	○ (全額返済のみ可)	○ (全額返済のみ可)
当行が別途定める期間に事前に当行に申し出るにより、支払期日に自動払込みにより返済する方法	—	○	○ (全額返済のみ可)	○	×	×
当行が別途定める期間に事前に当行に申出のうえ、当行所定の方法により口座へ入金する方法（手数料は負担いただきます）	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○

※１：全額繰上返済：リボルビング払い、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。

※２：一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、年365日（閏年は年366日）とする日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。

※３：リボルビング払いをＡＴＭ等から入金する方法により繰上返済する場合は、カード利用後、当行が定める日までは返済できません。

※４：キャッシング一括と海外キャッシュサービスを締切日までの同一期間内に複数回利用し、当行が別途定める期間において当行が指定する提携金融機関のＡＴＭから入金して返済する場合、同一期間内に利用したキャッシング一括及び海外キャッシュサービス全件のみ返済が可能です。

※５：上記にかかわらず、ＰｉＴａＰａ利用金額等、その他繰上返済できない場合があります。

※６：本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カード又はその会員番号を用いてＡＴＭ等で繰上返済を行わせることができます。家族カード又はその会員番号を用いてＡＴＭ等で繰上返済の手続の全部又は一部（手続が途中で中止された場合を含みます。）が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本会員カード及び家族カード並びにそれらの会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。

※７：振込等により当行指定口座へ入金して繰上返済する場合、金融機関から当該口座に入金された日に返済手続が行われたものとして取り扱います。

<ご相談窓口>

- 商品等についてのお問い合わせ・ご相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
- 宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止のお手続は、お近くのゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局にお申出ください。ただし、当該申出ができない郵便局は当行所定の方法により公表します。
- 個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談、この規定についてのお問い合わせ・ご相談、及び支払停止の抗弁に関する書面については、下記までお問い合わせください。

【ＪＰＢＡＮＫ カードデスク】電話番号 0120-933-000

※ 携帯電話・ＰＨＳ等からのお問い合わせは
東京03-6627-4045 大阪06-6445-3206

4. カードの紛失・盗難等に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。
【VJ紛失・盗難受付デスク】電話番号 0120-919-456
※ 上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。
東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530

以上

■個人情報の取扱いに関する同意条項

＜この同意条項は、J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定（以下「この規定」といいます。）の一部を構成します。＞

第1条 個人情報の収集・保有・利用等

(1) 会員及び入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）は、この規定（この申込みを含みます。以下同じとします。）による取引を含む当行との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため、次の①から⑩までの情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当行が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払等のご案内（支払遅延時の請求を含みます。）をすること（②の契約情報を含む家族カードに関するお支払等のご案内は、本会員にご案内します。）及び法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます。）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。

- ① 入会申込時又は入会後に会員等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入し又は記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債及び収入等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、この規定に基づき届け出られた情報及びお問い合わせ等により当行が知り得た氏名等の情報
 - ② 会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況及び契約内容に関する情報
 - ③ 会員のご利用残高、お支払状況等この規定により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - ④ 会員等のお問い合わせ等により当行が知り得た情報（映像・通話内容を含みます。）
 - ⑤ 当行又は会員規定第22条（業務の委託）の業務受託会社である三井住友カード株式会社が収集したクレジット利用・支払履歴
 - ⑥ 法令で定める本人確認書類等の記載事項
 - ⑦ 当行が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑧ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - ⑨ 当行へ届け出た電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報
- (2) 会員等は、当行が次の目的のために前項①から⑤までの個人情報を利用することを同意します。
- ① 当行が取り扱っている若しくは取り扱う予定のサービス・商品情報のお知らせを送付するため又は関連するアフターサービスのため
 - ② 当行との取引に関するご連絡やご案内のため
 - ③ 当行が取り扱っている又は取り扱う予定のサービス・商品に関する市場調査又は開発のため
 - ④ 当行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動を行うため
 - ⑤ 当行のクレジットカード加盟店等の営業に関する宣伝物・印刷物を送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信をするため
- (3) 会員は、第1項①から③までの個人情報を、日本郵政グループ・プライバシーポリシー及びゆうちょ銀行プライバシーポリシーに基づき、日本郵政グループ各社で次の目的のために利用することに同意します。この項に基づく利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者は日本郵政株式会社となります。なお、日本郵政グループ各社の範囲その他詳細についてはインターネットの日本郵政株式会社ホームページ又はゆうちょ銀行ホームページ「日本郵政グループにおけるお客さまの個人データの共同利用について」において確認するもの

とします。

- ① 各種サービスに関するご案内、研究及び開発のため
- ② 各種サービスのご提供に際しての判断のため
- ③ 各種リスクの把握及び管理など、グループとしての経営管理業務の適切な遂行のため

第2条 個人信用情報機関への登録・利用

- (1) 本会員及び本会員の予定者（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、この規定に係る取引上の判断にあたり、当行が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含みます。）を、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
- (2) 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含みます。）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
- (3) 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

＜加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞

名称	所在地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社 シー・アイ・シー (C I C)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト	0120-810-414	https://www.cic.co.jp
株式会社 日本信用情報機構	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp

※株式会社シー・アイ・シー（C I C）は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

※当行が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

＜提携信用情報機関の名称・電話番号＞

名称	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構及び上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記の加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。

＜登録される情報とその期間＞

登録情報	登録の期間
① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
② この規定に係る申込みをした事実	当行が個人信用情報機関に照会した日から6か月間

③ この規定に関する客観的な取引事実※2	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内
④ 債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間
⑤ 債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「この規定に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含みます。）となります。

第3条 繰上返済時の残高の開示

本会員は、家族会員が家族カード又はその会員番号を用いて、ＡＴＭ等で繰上返済の手続の全部又は一部（手続が途中で中止された場合を含みます。）を行う場合、当行が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカード並びに家族カード及びそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。

第4条 個人情報の提供

- (1) 会員等は、当行が当行の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。）する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じたうえで、この同意条項に規定する個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。
- (2) 会員等は、当行が個人情報の保護措置を講じたうえで、保証会社の個人情報の取り扱いに関する同意条項に規定する個人情報を保証会社に提供することに同意します。

第5条 利用の中止の申出

会員は、この同意条項第1条第2項による同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当行に対しその中止を申し出ることができます。ただし、カード又はご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。利用の中止を申し出る場合は、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局にお申し出ください。なお、この同意条項第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当行が入会をお断りすることや退会の手続をとることはありません。

第6条 個人情報の開示・訂正・削除

- (1) 会員等は、当行及び個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ① 当行に開示を求める場合には、この同意条項第10条のお問い合わせ先にご請求ください。
 - ② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、この同意条項第2条記載の連絡先へ連絡するものとします。
- (2) 開示請求により、万一登録内容が不正確であること又は誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

第7条 会員契約が不成立の場合

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実は、この同意条項第1条第1項の目的及び第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条 退会後又は会員資格取消後の場合

この規定第21条（退会）による退会の申出又はこの規定第20条（会員資格の取消）による会員資格の取消後も、この同意条項第1条第1項の目的及び開示請求等に必要な範囲内で、法令等又は当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第9条 この規定等に不同意の場合

当行は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合又はこの規定の内容の全部若しくは一部を承認できない場合は、入会をお断りすることや退会の手続をとることがあります。

第10条 個人情報に関するお問い合わせ

この同意条項第6条による個人情報の開示・訂正・削除等の請求については、下記の当行本社 個人情報開示担当窓口までお願いします。なお、手続の詳細についてはインターネットの当行ホームページをご確認ください。

＜ゆうちょ銀行 本社 個人情報開示担当窓口＞

〒100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイス ウェストタワー

第11条 この同意条項の変更

この同意条項は当行所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報の共同利用について

当行は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、収集した個人情報を共同利用する場合、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

以上

■反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（本会員の名義人）は、次の①の各号のいずれかに該当する場合、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、又は①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止され、又はこのカード取引が解約されても異議を申しません。あわせて、私は、上記行為又は虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社になんらの請求は行わず、一切私の責任といたします。

① 貴社との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
4. 暴力団準構成員
5. 暴力団関係企業
6. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
7. テロリスト等
8. 日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者
9. 1. から8. までの掲げる者に対して資金を提供し、又は利益若しくは便宜を供与する等の関係を有していると認められる者
10. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
11. その他前各号に準ずる者

② 自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

以上

■生活 d e リボ割特約

第1条 優遇概要

株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及び J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方（以下「会員」といいます。）は、公共料金等を会員規定第25条（カードショッピング）のカードショッピング（以下「カード決済」といいます。）によりお支払している場合、この特約により、会員規定第29条（リボルビング払い）第3項のリボルビング払い手数料（以下「リボ払い手数料」といいます。）を優遇するものとします。

第2条 公共料金等の定義

優遇対象となる公共料金等の種類は、当行が指定し、当行所定の方法で会員に通知又は公表します。

第3条 公共料金等の支払の判定

- (1) 会員が、公共料金等をカード決済によりお支払しているかどうかの判定は、当行が所定の方法で行うものとします。
- (2) 前項による判定の結果、会員に適用されるリボ払い手数料が変更された場合は、当行所定の方法により会員に通知又は公表します。

第4条 リボ払い手数料優遇の内容

当行は、会員がカード決済によりお支払している公共料金等の種類の件数に応じて、当行所定の方法により、下表のとおり、リボ払い手数料を優遇するものとします。

	ゴールドカード	一般カード
基準手数料率	12.0%	15.0%
公共料金等 1種類支払	11.0%	14.5%
2種類支払	10.0%	14.0%
3種類支払	9.0%	13.5%
4種類支払以上		13.0%

※ 手数料率は、実質年率

第5条 リボ払い手数料優遇の終了

会員が、会員規定第20条（会員資格の取消）により会員資格が取り消された場合、会員規定第21条（退会）により任意に退会した場合、その他この特約及び会員規定に違反があった場合は、当行は直ちにリボ払い手数料の優遇を終了し、基準手数料率を適用するものとします。

第6条 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第7条 会員規定の適用

この特約の取扱いには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

以上

■ J P B A N K カード i D 特約

第 1 部 J P B A N K カード i D 特約 一般条項

第 1 条 定義

「i D 決済システム」（以下「この決済システム」といいます。）とは、非接触 I C 技術を活用したクレジット決済システムをいいます。

「i D 媒体」とは、この決済システムを提供する媒体のことを指し、以下の種類があります。

- ① 非接触 I C 技術を用いた機能を搭載した携帯機器（以下「i D 携帯」といいます。）
- ② J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）に基づき会員に発行するクレジットカードとして、会員規定に定めるクレジットカードの機能（以下「クレジットカード機能」といいます。）とこの特約に定めるこの決済システムでの利用機能の双方を備えた一枚のカード等（以下「i D 一体型カード」といいます。）

第 2 条 i D 会員

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及び会員規定を承認のうえ、当行所定の方法でこの決済システムの利用の申込みをし、当行が適当と認めた方を i D 会員とします。また、当行が申込みを認めた日を契約成立日とします。
- (2) i D 会員には、この決済システムを使用する i D 媒体によって、それぞれ i D 会員（ケータイ型）及び i D 会員（一体型）があります。
- (3) 当行は i D 会員（一体型）に対しては、i D 一体型カードを発行し、貸与します。
- (4) 会員規定第 1 条（会員）第 2 項の家族会員（以下「家族会員」といいます。）は、当該家族会員の利用につき責任を負う同条第 1 項の本会員（以下「本会員」といいます。）が i D 会員（ケータイ型）である場合に限り、第 1 条①の携帯機器を使用したこの決済システムの利用を申し込むことができます。また、家族会員は、本会員が i D 会員（一体型）である場合に限り、i D 一体型カードを使用したこの決済システムの利用を申し込むことができます。
- (5) 本会員は、i D 会員である家族会員によるこの決済システムの利用により生じるすべての責任（第 7 条に定める利用代金の支払義務を含みます。）を負うものとします。この場合、i D 会員である家族会員は、当行が、当該家族会員によるこの決済システムの利用内容・利用状況等（この特約において家族会員の利用とみなす場合を含みます。）を本会員に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- (6) 本会員は、i D 会員である家族会員に対しこの特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員がこの特約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（i D 会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。
- (7) i D 媒体は、i D の商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。i D 媒体が廃止又は変更される場合、当行は、当該 i D 媒体を利用している i D 会員に対し、当行が適当と認める方法で告知又は公表するものとし、i D 会員が所定の期間内に異議を述べない限り、当行は他の i D 媒体を代わりに発行するものとし、当該 i D 会員は代替りの i D 媒体の発行に同意したものとみなします。

第 3 条 年会費等

i D 会員は、当行に対して所定の i D 会員年会費等を支払うものとします。なお、年会費等の支払期日は当行所定の方法により通知するものとし、支払われた年会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第 4 条 暗証番号

- (1) 当行は、i D 会員より申出のあった i D の暗証番号を当行所定の方法により登録します。ただし、申出がない場合又は当行が定める指定禁止番号を申し出た場合は、当行所定の方法により登録することがあります。
- (2) i D 会員は、前項により登録された暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。この決済システムの利用に当たり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、i D 会員は、そのために生ずる一切の債務について

支払の責を負うものとします。

第5条 iD媒体の利用

iD会員は、iD媒体を当行所定の方法で使用するにより、この決済システムの利用が可能な加盟店（以下「iD加盟店」といいます。）での支払手段とすることができます。

第6条 iD媒体の管理

- (1) iD会員は、iD媒体を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD会員本人以外の第三者にiD媒体によるこの決済システムの利用をさせてはなりません。
- (2) iD会員は、iD媒体内に装備されたICチップ及びアプリケーションにつき、変造、偽造、複製、分解、解析等を行ってはなりません。
- (3) iD会員が前2項に違反したことにより、iD会員本人以外の第三者がiD媒体を使用してこの決済システムを利用した場合、当該第三者による使用をiD会員本人の利用とみなします。

第7条 利用代金の支払

- (1) 本会員であるiD会員は、この特約に基づく一切の債務を、会員規定に従い、iD会員があらかじめ指定する決済用のクレジットカード及びiD一体型カードのクレジットカード機能（以下「決済用カード」といいます。）の利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
- (2) 前項の支払のうちiD加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規定を準用します。ただし、決済用カードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規定第29条（リボルビング払い）に基づき支払い、「安心オプション」及び「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規定第30条（分割払い）に基づき支払うものとします。

第8条 海外利用代金の決済レート等

この決済システムの海外のiD加盟店でのショッピングご利用代金は、取引時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

第9条 利用枠

- (1) iD会員は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりにiD媒体を第5条に定めるとおり利用できるものとします。
- (2) 当行は、前項にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD会員はこれに従うものとします。
- (3) iD会員は、当行が適当と認めた場合、第1項にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えて、iD媒体をこの決済システムで利用できるものとします。その場合も、iD会員は当然に支払の責を負うものとします。

第10条 紛失、盗難等

- (1) 本会員であるiD会員は、iD媒体又はiD会員情報（第20条第1項で定めます。以下同じとします。）が紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難等」といいます。）によりこの決済システムにおいて他人に不正利用された場合、この決済システムでの当該利用代金についてすべて支払の責を負うものとします。
- (2) iD会員は、iD媒体又はiD会員情報が紛失・盗難等にあった場合、直ちにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出いただく場合があります。

第11条 会員保障制度

- (1) 前条第1項にかかわらず、当行はiD会員が紛失・盗難等により他人にiD媒体又はiD会員情報を不正利用された場合であって、前条第2項の警察及び当行への届出がなされたときは、これによってiD会員が被るこの決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
- (2) 保障期間は、iD媒体の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。

(3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。

- ① i D会員の故意又は重大な過失に起因する損害
 - ② 損害の発生が保障期間外の場合
 - ③ i D会員の家族・同居人・当行から送付したi D一体型カード又は第19条に定めるアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - ④ i D会員が次項の義務を怠った場合
 - ⑤ 紛失・盗難等又は被害状況の届けが虚偽であった場合
 - ⑥ 暗証番号入力に伴う取引についての損害（ただし、当行に登録されている暗証番号の管理について、i D会員に故意又は過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。）
 - ⑦ 前条第2項の紛失・盗難等の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた損害
 - ⑧ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難等に起因する損害
 - ⑨ その他この特約及び会員規定の違反に起因する損害
- (4) i D会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行がてん補に必要と認める書類を提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

第12条 有効期限

- (1) i D一体型カード及びi D会員情報のこの決済システムにおける有効期限は、当行が指定するものとし、有効期限は書面、電子メール又はi D一体型カードの券面に記載する方法その他当行所定の方法により通知する年月の末日までとします。
- (2) 有効期限の2か月前までに退会の申出がなく、当行が引き続きi D会員として認める場合には、新たにi D一体型カードを送付又はi D会員情報を通知します。ただし、届出住所あてに当行が送付した郵便物等が不着となった場合等当該届出住所あてに郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
- (3) i D会員（ケータイ型）は改めて第20条に準じて会員登録を行うものとします。なお、この決済システムの利用状況によっては、i D会員に事前に通知することなく、i D会員を退会させることができるものとします。
- (4) i D会員は有効期限経過後のi D一体型カードを直ちに裁断破棄するものとします。

第13条 退会、会員資格の取消

- (1) i D会員がi D会員を退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
- (2) i D会員が退会などにより決済用カードに関する会員としての資格を失った場合は、同時にi D会員としての会員資格を失うものとします。
- (3) i D会員はi D会員としての会員資格を取り消された場合又は退会した場合、会員規定第20条（会員資格の取消）又は会員規定第21条（退会）に準じて、当行が必要と認めた場合には、i D一体型カードを当行に返却するものとします。

第14条 i D一体型カードの再発行

当行は、i D一体型カードの紛失・盗難の場合には、i D会員が当行所定の届けを提出し当行が適当と認めた場合に限り、i D一体型カードを再発行します。この場合、i D会員は、当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

第15条 利用停止措置

当行は、i D会員がこの特約若しくは会員規定に違反した場合又はi D媒体若しくは決済用カードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合、会員に通知することなく、i D媒体によるこの決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、i D会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第16条 中止、一時停止

当行は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、i D会員に対する事前の通知なく、この決済システムにおけるi D媒体の取扱いの中止又は一時停止をすることができます。この場合、当行は、この決済システムにおけるi D媒体の取扱いを中止又は一時停止することにより、i D会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力

により、この決済システムにおける i D 媒体の取扱いが困難であると当行が判断した場合。

- ② その他、コンピュータシステムの保守その他、当行がやむを得ない事情でこの決済システムにおける i D 媒体の取扱いの中止又は一時停止が必要と判断した場合。

第17条 特約の改定

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第18条 会員規定の適用

この特約の取扱いには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

第2部 i D 会員（ケータイ型）に関する特別条項

第19条 i D 会員番号とアクセスコードの発行

- (1) 当行は、i D 会員（ケータイ型）に対し、i D 会員番号及びアクセスコードを発行し、当行所定の方法により通知するものとします。
- (2) i D 会員（ケータイ型）は当行から通知された i D 会員番号及びアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用及び管理するものとし、i D 会員（ケータイ型）本人以外の第三者に使用させてはなりません。
- (3) i D 会員（ケータイ型）は、次条の会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、又は盗難された場合には、直ちに当行にその旨届け出るものとします。
- (4) 第三者が、アクセスコード及び第4条の暗証番号（以下「指定暗証番号」といいます。）を使用して次条の会員情報登録のうえ、この決済システムを利用した場合、当該第三者による利用を i D 会員（ケータイ型）本人の利用とみなします。

第20条 会員情報登録

- (1) 当行は、i D 会員（ケータイ型）に対しアクセスコードを通知することにより、i D 会員がこの決済システムで使用する自己の管理する携帯機器に対して、この決済システムの利用に必要な情報（以下「i D 会員情報」といいます。）を登録（以下「会員情報登録」といいます。）することを承認します。なお、i D 会員（ケータイ型）は、当行が指定する所定の期間（以下「会員情報登録期間」といいます。）内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、又は一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当行に届出のうえ当行の承認を得るものとします。
- (2) i D 会員（ケータイ型）は、当行が指定するダウンロードセンターからこの決済システムを利用するために必要なアプリケーション等（以下「アプリケーション」といいます。）を、当行所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコード及び指定暗証番号を入力するなどの当行所定の方法により会員情報登録するものとします。ただし、携帯機器があらかじめ会員情報登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定手続は省略できるものとします。
- (3) i D 会員（ケータイ型）は前項の手続に先立ち、自己の責任及び費用負担において、この決済システムに対応しうる機能を備えた携帯機器の準備及び携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結その他この決済システムの利用に必要な準備を行うものとします。
- (4) i D 会員（ケータイ型）が前項の準備を怠ったことによりこの決済システムの利用ができない場合、当行は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、この決済システムの利用の全部又は一部が制限される場合があります。

第21条 i D 会員情報の削除

- (1) i D 会員（ケータイ型）は、前条第2項の手続を行い、会員情報登録が完了した携帯機器につき機種変更若しくは修理又は第三者に対する譲渡、貸与、担保提供若しくは廃棄等の一切の処分

を行う場合には、当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、併せて i D 携帯に登録されている i D 会員情報を事前に削除するものとします。

- (2) i D 会員（ケータイ型）は i D 会員（ケータイ型）としての会員資格を取り消された場合又は退会した場合、速やかに i D 携帯に登録されている i D 会員情報を削除するものとします。
- (3) この条の措置を行わなかったことにより第三者が i D 携帯をこの決済システムで利用した場合、当該第三者による利用を i D 会員（ケータイ型）本人の利用とみなします。

第22条 アクセスコードの再発行

- (1) 当行は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失若しくは盗難等、又は i D 携帯の機種変更、紛失、盗難若しくは破損等の理由により、i D 会員（ケータイ型）が i D 会員番号及びアクセスコードの再発行を希望し当行が適当と認めた場合には i D 会員番号及びアクセスコードを再発行します。
- (2) 前項の場合、i D 会員（ケータイ型）は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第20条に準じて会員情報登録を行うものとします。

第23条 免責

- (1) 当行は、i D 会員（ケータイ型）が i D 携帯を使用してこの決済システムを利用したことにより、i D 携帯の各種機能又は i D 携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、i D 会員（ケータイ型）又は第三者に損害が発生した場合でも、当行に故意又は重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
- (2) 当行は、この特約に別途定める場合を除き、i D 携帯及び i D 携帯に装備された IC チップ等の欠陥、品質不良等の原因により i D 会員（ケータイ型）が i D 携帯を使用してこの決済システムを利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。ただし、当行の故意又は重過失による当行が指定するアプリケーションの欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約（i D 会員）

第1条 用語

この特約に定める用語は、「J P B A N K カード i D 特約」における場合と同じ意味を有するものとします。

第2条 同意

- (1) i D 会員（ケータイ型）は、i D 会員（ケータイ型）からのお問い合わせに対する対応、会員情報登録状況の管理のため、下記①から③の情報について、当行が保護措置を講じた上で収集（携帯電話通信業者が当行に使用携帯機器に関する情報を提供し、当行が当該情報の提供を受けることを含みます。）・保有・利用することに同意します。
 - ① 使用携帯機器に関する情報（携帯機器本体内の IC カード固有の番号、携帯電話契約者番号、機種名・製造番号等の通信機器本体に関する情報をいいます。）
 - ② 使用携帯機器への指定アプリケーションの登録状況
 - ③ i D 会員情報の登録状況
- (2) i D 会員（ケータイ型）は、当行が下記の目的のために前項の①から③の情報を利用することを同意します。
 - ① 当行のクレジットカード関連事業の調査分析、商品開発
 - ② この決済システムに関連するアフターサービスの提供
 - ③ 当行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動※ なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法（インターネットの当行ホームページへの常時掲載）によってお知らせします。

第3条 同意条項の準用並びにこの特約の位置付け及び変更

- (1) この特約は、J P B A N K カード i D 特約の一部を構成し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」（以下「同意条項」といいます。）に追加して適用されます。

- (2) 前条に定める事項については、同意条項第4条、第5条、第7条から第11条を適用するものとします。この場合、同意条項の「第1条第1項」は「この特約第2条第1項」に、「第1条第2項」は「この特約第2条第2項」に、それぞれ読み替えるものとします。
- (3) この特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

■ J P B A N K カード P i T a P a 特約

第1条 適用会員

- (1) この特約は、ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）及び株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」といいます。なお、当行とスルッとをあわせて、以下「両社」といいます。）に対し、この特約、J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定、P i T a P a会員規約（以下「規定等」といいます。）を承認のうえ、当行所定の方法で「J P B A N K カードP i T a P a」（以下「P i T a P aカード」といいます。）の申込みをし、両社が適当と認めた方（以下「特約本会員」といいます。）に対して適用します。
- (2) この特約は、特約本会員がP i T a P aカード利用により生じるすべての責任を負うことを承諾した家族で、P i T a P aカードの申込みをされ、両社が適当と認めた方（以下「特約家族会員」といいます。）に対しても適用します。

第2条 P i T a P aカードの申込み及び発行等

- (1) J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定第1条（会員）第1項の本会員に限り、前条のP i T a P aカードの申込みができるものとします。
- (2) 両社は特約本会員及び特約家族会員（以下あわせて「特約会員」といいます。）にそれぞれP i T a P aカードを発行し、貸与します。
- (3) P i T a P aカードの所有権は両社に帰属します。P i T a P aカード表面に印字された特約会員本人以外は利用できません。また、違法な取引に使用してはなりません。

第3条 サービス等の利用

- (1) 特約会員は、P i T a P aカードにより、P i T a P a会員規約に定めるスルッとが提供するP i T a P a機能及び付帯サービス（以下「サービス等」といいます。）を、同規約又はスルッとが別に定める方法により利用することができるものとします。
- (2) 特約会員は、サービス等について問い合わせる場合は、下記のスルッとが運営する「P i T a P aコールセンター」に連絡するものとします。

第4条 P i T a P a利用代金の立替払いの承諾等

- (1) 特約本会員は、P i T a P a会員規約第32条（立替払いの承諾等）により、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といいます。）が特約本会員に対して取得する立替金債権について、当行が三井住友に対して別途締結した立替払い契約に基づき、P i T a P a利用代金に関する債権の立替払いをすることを承諾するものとします。
- (2) 特約本会員は、前項により、当行に対して、P i T a P aカードのP i T a P a会員規約に基づく利用代金について一切の支払債務を負担するものとします。
- (3) P i T a P a会員規約第32条（立替払いの承諾等）第4項により三井住友に移転した商品の所有権は、第1項により当行に移転し、債務の完済まで当行に留保されます。

第5条 P i T a P aカードの利用に関する請求

P i T a P aカードを使用して生じたP i T a P a会員規約に基づく債務については、当行が一括して請求するものとし、特約本会員はJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定に基づく債務と併せて支払うものとします。

なお、当行に支払うべき当該債務の支払は、毎月末までに立替払いの当行への請求手続が終了したものを、翌々月26日（当日が当行休業日の場合は翌営業日）となります。

第6条 バリユー残高の返金と未払い債権への補填

- (1) 特約本会員がP i T a P aカードを再発行した場合又はP i T a P aカードの有効期限を更新した場合、P i T a P a会員規約の定めにかかわらず、当行はスルッとに代わりP i T a P aカードのバリユー残高をJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定第14条（代金決済口座及び決済日）の通常貯金へ返金するものとします。ただし、当該返金に際して当行より特約本会員に対して請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺し、当該請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、

P i T a P aカードの返却がなされない場合、当行は返金に応じることはできません。

- (2) 特約会員が第14条により会員資格を取り消された場合、当行は、P i T a P aカードのバリュー残額を立替払い金相当額及び未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュー残額が立替払い金相当額及び未決済ご利用額などの合計金額を上回る場合は、当行所定の方法により差額を返金するものとします。
- (3) 特約会員が第13条により退会した場合等、スルッとが適当又は必要と認めた場合は、スルッとに代わり当行が特約本会員に対してP i T a P a会員規約第36条（バリュー残額の返金と未払い債権への補填）第3項のバリュー払戻手数料を当行所定の方法により別途ご請求します。ただし、当該払戻手数料はP i T a P aカードのバリュー残額と相殺できるものとし、バリュー残額が当該払戻手数料を上回る場合は、差額を当行所定の方法により返金します。

第7条 会員保障制度

- (1) 紛失・盗難によりP i T a P aカードが他人に不正利用された場合には、特約会員がP i T a P a会員規約第8条（紛失・盗難）により両社へ通知したときに限り、当行は、当該通知の日前60日間に特約会員が被ったP i T a P aカードの不正利用による損害を補填します。
- (2) 前項にかかわらず、次に掲げる場合については、当行は、補填の責を負いません。
 - ① 特約会員の故意又は重大な過失に起因する損害の場合
 - ② 特約会員の家族、同居人等又は当行が送付したP i T a P aカードを代理受領した者による不正利用に起因する損害の場合
 - ③ 特約会員が次項の書類の提出を怠り又は調査に協力しなかった場合
 - ④ 虚偽の届出の場合
 - ⑤ 暗証番号の入力を伴う取引についての損害の場合
 - ⑥ 戦争、地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害の場合
 - ⑦ 損害の発生が保障期間外の場合
 - ⑧ その他この特約に違反する使用に起因する損害
- (3) 特約本会員は、損害の補填を請求しようとするときは、損害の発生を知った日から30日以内に当行が補填に必要と認める書類を提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。

第8条 年会費等

特約本会員は、両社に対して各々の規定等に基づき所定の年会費等を支払う場合、各々所定の方法で支払うものとします。

第9条 P i T a P aカードの有効期限

- (1) P i T a P aカードの有効期限は、両社が指定するものとし、P i T a P aカードに記載した月の末日までとします。
- (2) 有効期限の2か月前までに第13条の退会の申出がなく、かつ、両社が引き続き会員として認める場合には、有効期限を更新した新しいP i T a P aカード並びにこの特約及びP i T a P a会員規約を送付します。有効期限が経過した場合には、特約会員は有効期限を経過したP i T a P aカードを直ちに切断・破棄するものとします。この切断・破棄の前に生じた損害については、両社は責任を負いません。

第10条 届出事項の変更

両社に届け出た住所、氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合には、直ちに特約会員は、当行所定の届書に記名押印（又は署名）し、P i T a P aカード及び通帳を添えて、J P B A N Kカードを取り扱うことを当行所定の方法により公表した当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（以下「取扱本支店等」といいます。）に届け出てください。

ただし、P i T a P aカードの紛失・盗難等、当行が適当と認める場合は、P i T a P aカード又は通帳の提出は必要ありません。

第11条 P i T a P aカードの再発行

特約本会員は、P i T a P aカードの盗難、紛失、汚染又はき損その他これに準ずるものとして両社が認めた事由により、P i T a P aカードの再発行を受けようとするときは、両社所定の方法により請求してください。両社が適当と認めた場合に限り、P i T a P aカードを再発行します。

この場合、特約本会員は、両社所定の方法により両社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第12条 情報の提供に関する同意

- (1) 特約会員及び第2条第1項の申込みをした方（以下「特約会員等」といいます。）は、当行がこの特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、P i T a P a 会員規約第41条（個人情報情報機関への登録・利用）に代えてこの条及びJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定の「個人情報情報の取扱いに関する同意条項」が適用されることに同意するものとします。
- (2) 特約会員等は、両社がP i T a P aカードの発行・管理、与信業務及び債権管理業務を目的として、次の①から⑤までの情報を相互に提供し、利用することに同意します。
 - ① この特約等に基づき届出のあった特約会員等としての情報。
 - ② P i T a P aカードの申込みに対する審査の結果。ただし、両社が適当と認めなかった理由は除きます。
 - ③ P i T a P aカードの会員番号・有効期限及び変更後のP i T a P a会員番号・有効期限。
 - ④ P i T a P a会員番号が無効となった事実。ただし、無効となった理由は除きます。
 - ⑤ 特約会員が会員資格を喪失した事実。ただし、喪失した理由は除きます。
- (3) 特約会員は、両社が次の①及び②を目的とし又は当該目的の範囲内において特約会員のP i T a P aカードの利用内容を共有することにあらかじめ同意するものとします。
 - ① 両社が各々の与信業務及び債権管理業務を行うため
 - ② 両社が各々の提供するサービスに関する業務を行うため
- (4) 両社は、前2項により共有する情報を厳正に管理し、それぞれ両社所定の規定により取り扱うものとします。特約会員は、当該情報の利用中止の申出をしようとするとき又は当該情報の開示・訂正・削除の請求をしようとするときは、それぞれ両社所定の規定に基づき行うこととします。

また、特約会員は、スルッとがP i T a P a会員規約に基づき、加盟社局等（同規約に定める加盟社局等をいいます。以下同じとします。）及び相互利用先（同規約に定める相互利用先をいいます。）に情報を提供することをあらかじめ同意するものとします。

第13条 退会

- (1) 特約本会員は、退会しようとするときは、当行所定の方法により届け出てください。
- (2) 特約本会員は、特約家族会員のみが退会する場合も、当行所定の方法により届け出てください。

第14条 資格取消

両社は、特約会員が次の①から⑤までのいずれかに該当した場合には、特約会員の会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、特約会員は当行に対する当該会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

- ① 両社各々の規定等のいずれかに違反した場合
- ② 両社のうちいずれかが特約会員によるP i T a P aカードの利用を不適当と認めた場合
- ③ 両社が有効期限を更新した新しいP i T a P aカードを発行せず、P i T a P aカードの有効期限が経過した場合
- ④ 特約会員が、P i T a P a会員規約第1条（本会員）の本会員としてスルッとからこの特約に基づくP i T a P aカード以外のP i T a P a会員規約第3条（カードの発行と種類等）のカード（スルッと又は当行が他社と提携して発行するカードを含みます。）を貸与されている場合において、P i T a P aカード及びP i T a P a会員規約第3条（カードの発行と種類等）のカードの一部又は全部について、上記①から③のいずれかに該当したとき
- ⑤ 特約本会員がJ P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定第21条（退会）の届出をした場合、又は同第20条（会員資格の取消）により会員資格を取り消された場合

第15条 P i T a P aカードの紛失・盗難

- (1) P i T a P aカードの紛失・盗難の場合には、特約会員は、速やかにその旨を両社に通知し、かつ、最寄りの警察署に届け出てください。この場合、両社への通知は、改めて文書で届け出いただく場合があります。

(2) カードの紛失・盗難・詐取・横領等により、カード又は未使用のバリューが他人により不正利用等され損害が生じた場合でも、両社は一切の責任を負わないものとします。

第16条 IC定期券の利用の廃止

特約本会員は、第11条によりP i T a P aカードを取扱本支店等に提出しようとする場合又は第13条により退会しようとする場合において、P i T a P aカードにP i T a P a会員規約第24条（カードの利用）第1項(4)のIC定期券としての利用をしているときは、事前に同第24条（カードの利用）第1項(4)の加盟社局に対して申出を行い、当該IC定期券としての利用を廃止してください。また、第14条により特約会員の会員資格を取り消された場合においても、P i T a P aカードに当該IC定期券としての利用をしているときは、当該加盟社局に対して申出を行い、当該IC定期券としての利用を廃止してください。

第17条 この特約の不同意

両社は、特約会員等がP i T a P aカードの申し込みに際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合又は第12条に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合には、P i T a P aカードの発行をお断りすることがあります。

第18条 特約の変更、承認

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行が変更できることとし、この特約の変更内容については、当行が変更内容を当行所定の方法により通知又は公表した後、特約会員がP i T a P aカードを利用したときに、変更事項又は新特約が承認されたものとみなします。

第19条 規定等の適用

P i T a P aカードには、この特約のほか、当行が定める「J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定」及びスルッとが定める「P i T a P a会員規約」が適用されます。ただし、J P B A N K V I S Aカード／マスターカード会員規定及びP i T a P a会員規約とこの特約とで相違が生じる場合には、この特約が優先して適用されるものとします。

【個人情報に関するお問い合わせ】

ゆうちょ銀行＜本社 個人情報開示担当窓口＞

〒100-8793 東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイス ウェストタワー

※ 手続の詳細については、当行ホームページをご確認ください。

株式会社スルッとKANSAI

〒542-0081 大阪市中央区南船場3丁目11番18号 電話06-6258-0777

【P i T a P aサービスに関するお問い合わせ】

P i T a P aコールセンター

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15

電話番号 ナビダイヤル : 0570-014-111

※ この電話は大阪へ着信し、通話料はお客様負担となります。

※ 大阪06-6445-3714でも承ります。

以上

JP BANK カード WAON利用約款

約款をよくお読みになってご納得のうえ、カードをご利用ください。

第1条（目的）

1. 本約款は、イオン株式会社（以下「イオン」という）が管理及び運営する電子マネー「WAON」についてイオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」という）及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といい、2社を総称して「両社」という）が提携をし、ゆうちょ銀行が所定の方法で発行する「JP BANK カード WAON」（以下「本カード」という）について、本カード及びそのWAONのカード発行方法、機能、利用方法及び第3条第1項に定義する「本会員」の遵守事項等について定め、本会員は本約款に従い本カードの利用をします。
2. 本約款は、「JP BANK VISAカード／マスターカード会員規定」（以下「会員規約」という）の特約であり、本約款において会員規約と異なることが定められている条項については本約款が優先することとします。なお、本約款に別段の定めがない事項については、会員規約が適用されます。

第2条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) WAON WAON利用約款に基づきWAON発行者が発行した円単位の金額についての電子情報であって、WAON利用約款に基づき利用者がWAON加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引における代金の支払いに利用することができるものの総称。
- (2) WAONカード WAONを記録することができるカードの総称。
- (3) 利用者 WAONの保有者であって、WAON利用約款に基づきWAONを利用する方の総称。
- (4) WAON利用約款 利用者がWAONを利用する際に適用される約款及びこれに付随する特約の総称。
- (5) WAONサービス 利用者がWAON加盟店との間の商品の購入、役務の提供その他の取引においてWAON利用約款に従ってWAONを利用した場合に、利用されたWAON相当額についてWAON発行者がWAON加盟店に対して代金の支払いを行うサービス。
- (6) WAONマーク WAONカード、WAON加盟店、WAON端末等、WAONサービスに係るものに使用される商標。
- (7) チャージ WAONカードに記録されたWAONの金額を加算することの総称。
- (8) WAONブランドオーナー WAONを管理及び運営する主体としてのイオン。
- (9) WAON発行者 WAONブランドオーナーとの契約によりWAONを発行する事業者。イオンリテールが本カードのWAON発行者となる。
- (10) カード発行者 WAONブランドオーナーとの契約によりWAONカードを発行する事業者。ゆうちょ銀行が本カードのカード発行者となる。
- (11) WAON加盟店 利用者がWAON利用約款に従って商品の購入、役務の提供その他の取引においてWAONを利用することができる事業者。
- (12) WAON事業者 WAONブランドオーナー、WAON発行者、カード発行者及びWAON加盟店の総称。
- (13) WAON端末 WAONのチャージ、利用、残高照会、利用履歴等のWAONの電子情報を処理することができる端末の総称であって、次に定めるものの総称。
- ①事業者端末 WAONのチャージ、利用、残高照会、利用履歴等のWAONの電子情報を処理することができる端末の総称であって、WAON事業者が管理するもの。
- ②利用者端末 WAONのチャージ、利用、残高照会、利用履歴等のWAONの電子情報を処理することができる端末の総称であって、利用者が管理するもの。

第3条（本カードの発行）

1. ゆうちょ銀行が発行するクレジットカードのうち、ゆうちょ銀行が指定するクレジットカード（以下「親カード」という）の個人会員（以下「会員」という）で、本約款、「JP BANK カード WAON WAONポイント約款」、「JP BANK カード WAON オートチャージに関する特約」及び「JP BANK カード WAON 個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約」を承認の上、所定の方法で本カードの入会申込みをし、ゆうちょ銀行が適格と認めた方を「本会員」といいます。
2. ゆうちょ銀行は、前項により適格と認めた本会員に対して、本カードを親カードに追加して発行します。
3. 本カードの所有権は両社に帰属するものとします。
4. 本カードの発行当初のWAONの利用可能残高は0円とします。
5. 本会員は、本カードが発行されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。

第4条（WAON発行手数料及びWAON再発行手数料）

1. 本会員は、本カードが発行された場合若しくは再発行された場合、ゆうちょ銀行に対して入会申込書及びホームページ等に記載するゆうちょ銀行所定のWAON発行手数料若しくはWAON再発行手数料を支払うものとします。
2. ゆうちょ銀行は、前項により本会員より支払われたWAON発行手数料及びWAON再発行手数料をゆうちょ銀行の責に帰すべき

事由がある場合を除き、返還しないものとします。

第5条 (WAONのチャージ)

1. 本会員が本カードのWAONにチャージを希望するときは、イオンリテールに対し、イオンリテール所定の方法により、お申込みください。なお、チャージ方法については、WAONサービスに係るホームページその他の説明書等に記載されます。
2. 本カードのWAONの利用可能残高は、50,000円を上限とします。
3. 本カードのWAONのチャージの完了及びチャージ後の利用可能残高は、チャージの操作を行ったWAON端末又はチャージ完了時に発行されたレシートに表示されますので、本会員は、係る表示をご確認いただくものとし、WAON端末に表示された時又はレシートが発行された時に本会員から特段の申し出がない限り、本会員は、チャージの完了及びチャージ後の利用可能残高に誤りがないことをご確認いただいたものとします。

第6条 (WAONのチャージができない場合)

1. 本会員は、次の場合、本カードのWAONにチャージすることはできませんので、ご了承ください。
 - (1) 本カード又はそのWAONが破損しているとき。
 - (2) WAON端末（但し、利用者端末を除く）の稼働時間外であるとき。
 - (3) 停電、システム障害、WAON端末の故障その他やむを得ない事由があるとき。
 - (4) 本会員が、本約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
2. 前項に基づき本会員が本カードのWAONにチャージできないことにより本会員に損害等が生じた場合であっても、両社及びその他WAON事業者は、その責任を負いません。

第7条 (WAONのご利用)

1. 本会員は、WAON加盟店において、商品の購入、役務の提供その他の取引を行うに際し、本カードのWAONをその利用可能残高の範囲内で、イオンリテール及びWAON加盟店が定める方法により代金のお支払いにご利用いただけます。
2. 本カードのWAONの利用可能残高が商品等の代金に満たない場合、不足額を現金又はWAON加盟店の指定する方法によりお支払いいただきます。なお、親カードのご利用と本カードのWAONのご利用を併用することはできません。

第8条 (WAONのご利用ができない場合)

1. 本会員は、次の場合には、本カードのWAONをご利用いただくことができません。
 - (1) 本カードが偽造若しくは変造され、又はそのWAONが不正に作り出されたものであるとき。
 - (2) 本カードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、若しくは知ることができる状態で取得したとき、又はそのWAONが違法に保有されるに至ったものであるとき。
 - (3) 本会員が、本約款若しくは会員規約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (4) 本会員のWAON利用状況等に照らし、WAONの利用者として不相当と両社が判断したとき。
 - (5) 本カード又はそのWAONの破損、WAON端末の故障、システム障害、停電、天災地変その他やむを得ない事由があるとき。
 - (6) システムメンテナンス、システム管理会社の休業日又は休業時間、その他システム上の理由により一時的にWAONの利用を停止するとき。
 - (7) WAON加盟店にやむを得ない事由があるとき。
2. 本カードは、当該カードの署名欄に署名された本会員以外は利用できないものとします。
3. 前各項に基づき本会員が本カードのWAONを利用できないことにより本会員に損害等が生じた場合であっても、両社及びその他WAON事業者は、その責任を負いません。

第9条 (利用可能残高の確認等)

1. 本カードのWAONの利用可能残高は、WAONの利用可能残高の表示機能を備えたWAON端末その他イオンリテール所定の方法によりご確認ください。
2. 本会員が他のJP BANK カード WAONを含むWAONカードを複数枚お持ちの場合、各カードの利用可能残高を1枚のカードに統合することはできません。
3. 本カードのWAONのご利用履歴は、WAONの利用履歴の表示機能を備えたWAON端末その他イオンリテール所定の方法によりご確認ください。各端末において表示されるWAONのご利用履歴の範囲等については、イオンリテールの定めによるものとします。

第10条 (本会員の遵守事項)

1. 本会員は、本カード及びそのWAONのご利用に際し、次の行為をすることができません。
 - (1) 違法、不正又は公序良俗に反する目的で本カード又はそのWAONを利用すること。
 - (2) 営利の目的で本カード又はそのWAONを利用すること。
 - (3) WAONに係るソフトウェア、ハードウェア、その他WAONに係るシステム、本カード又はそのWAONについて、これを破壊、分解、解析若しくは複製等を行い又は係る行為に協力すること。
 - (4) 本カードが偽造若しくは変造され又はそのWAONが不正に作り出されたものであるとき、又はその疑いがあるときに、これを利用すること。
2. 本会員は、前項各号の事実を知ったときは、イオンリテールに対してイオンリテール所定の方法によりその旨を直ちに通知すると

ともに、本カードをゆうちょ銀行に返還していただきます。この場合、当該カードに記録されたWAONは返還しません。

第11条（本カードの破損等）

1. 本会員は、本カードを破損し、又は磁気に近づけないようご注意ください。本カードの破損、電磁的影響その他の事由（以下「本カードの破損等」という）により本カードのWAONが破損又は消失した場合、両社及びその他WAON事業者は、その責任を負いません。
2. 前項の場合において、本カードの破損等が本会員の事情によらないことが明らかであって、本カードのWAONカード番号が判明したときは、本会員は、ゆうちょ銀行所定の方法により当該カードをご返還いただくことにより、ゆうちょ銀行からJ P BANK カード WAONの再発行を受けることができます。
3. 第1項の場合において、本カードのWAONの破損又は消失が本会員の事情によらないことが明らかであって、イオンリテール所定の方法により本カードのWAONの未使用残高が判明したときは、本会員は、イオンリテール所定の方法により、前項により再発行されたJ P BANK カード WAONに当該未使用残高相当分のチャージを受けることができます。
4. 第2項によりゆうちょ銀行がJ P BANK カード WAONを再発行する場合、J P BANK カード WAONの図柄又は機能について、従前のJ P BANK カード WAONと異なる場合があります。
5. 本カードの券面に記載されていない他のカード発行者及びWAON発行者は、第2項及び第3項の取扱いをいたしません。

第12条（本カードの盗難・紛失）

本会員が本カードを盗まれ若しくは紛失され、又はこれらに準じて本カードのWAONの全部又は一部の保有を失われた場合には、両社及びその他のWAON事業者は、その責任を負いません。但し、本会員が本カードの盗難又は紛失をイオンリテールにお届出いただいた場合であって、イオンリテールが所定の利用停止措置をとったときは、本会員は、新たに発行されたJ P BANK カード WAONにイオンリテール所定の方法による利用停止措置完了時の残高でチャージを受けることができます。

第13条（WAON加盟店との関係）

1. 本会員は、本カードのWAONをご利用された際に、万一、商品の購入、役務の提供その他の取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、WAON加盟店との間で解決していただくものとし、当該WAON加盟店を除き、両社及びその他のWAON事業者は、その責任を負いません。
2. 前項の場合において、WAON加盟店が返品に応じた場合、イオンリテールが定める方法によりWAON利用代金相当額をチャージします。但し、WAONをチャージすることができない場合には、WAON加盟店において、WAON利用代金相当額を返金することがあります。

第14条（譲渡等の禁止）

本会員は、本カード及びそのWAONについて、他人に貸与し、譲渡し、又は質入れ等の担保に供することはできません。

第15条（換金の原則禁止）

1. 本カードのWAONは、第13条第2項但書、本条第2項、第18条第2項及び第20条第3項に定める場合を除き、換金できません。
2. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、本条第3項及び第4項の規定に従い、イオンリテール所定の方法によりWAONの返金を受けることができます。なお、ゆうちょ銀行はWAONの対価を受領していないことから事由の如何を問わずWAONの返金の義務を負担しません。
 - (1) 第11条第3項及び第12条に定める場合においてイオンリテールが相当と認めたとき。
 - (2) 法令等によりWAONを返金すべきとき。
 - (3) イオンリテールがやむを得ないと認める相当の事由があるとき。
3. 前項の場合、本会員は、本カードをゆうちょ銀行にご返還いただくことにより、本カードのWAONの未使用残高からイオンリテールが定める手数料を控除した金額について、イオンリテール所定の方法により返金を受けることができます。
4. 本カードのWAONカード番号が判明しない場合又はそのWAONの未使用残高が判明しない場合には、イオンリテールは、返金の義務を負いません。

第16条（インターネットでのご利用準備）

1. 本会員は、WAON事業者がインターネットを用いたWAONサービスの提供を開始した場合、パーソナル・コンピュータを用いてインターネット上でWAONの利用等を行うことができます。
2. 本会員は、本カードのWAONをインターネット上でご利用いただくときは、本会員自身の費用と負担によって利用者端末をご準備下さい。
3. インターネットを用いたWAONサービスの開始時期、当該サービスの内容、利用者端末のご準備の方法等については、WAONサービスに係るホームページ等でご案内しますので、これを確認ください。

第17条（本カードの退会、会員資格の取消）

1. 本会員は、本カードを退会する場合、ゆうちょ銀行に対してゆうちょ銀行所定の方法により、届け出るものとします。
2. 両社は、本会員が次のいずれかに該当したとき、その他両社において本会員が不適格と認めた場合は、本会員に対して事前に通知又は催告することなく、本カードの会員資格を取消することができるものとします。
 - (1) 本会員が本約款に違反したとき。
 - (2) 本会員のWAON利用状況等に照らして、WAONの利用者として不相当と両社が判断したとき。

3. 前項の場合、本会員は、事後、本カード及びそのWAONを利用することができません。又、ゆうちょ銀行は、ゆうちょ銀行所定の方法により、本カードを回収する場合があります。この場合、イオンリテールは、本カードに記録されたWAONは返還しません。なお、ゆうちょ銀行はWAONの対価を受領していないことから事由の如何を問わずWAONの返金の義務を負担しません。
4. 本会員は、会員規約に基づき親カードを退会する場合を含む親カードのクレジット会員資格を喪失した場合、本カードの会員資格が取消されるものとします。
5. 第1項及び前項の場合、第8条第1項第3号に該当しない限り、本会員は、本カードのWAONの残高が0になるまで当該カードをご利用いただき、WAONの残高が0になったときは、当該カードを本会員の責任で切断の上破棄してください。

第18条（WAON発行者によるWAONサービスの終了）

1. イオンリテールは、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、WAONサービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、イオンリテールは、加盟店での掲示、ホームページへの掲載その他イオンリテール所定の方法により、WAONサービスを終了させる旨及び本カードに記録されたWAONの返金方法について周知の措置をとります。この場合のWAONの返金手続については、第15条第3項及び第4項の規定を準用します。
3. 前項の場合、イオンリテールが定めた返金期間経過後は、返金を行わないことといたします。

第19条（両社及びWAON事業者の責任）

本カード及びそのWAONを利用することができなかったことにより本会員に生じた損害等について、両社及びその他のWAON事業者は故意又は重過失がない限り、両社及びその他のWAON事業者はその責任を負いません。なお、両社及びその他のWAON事業者は故意又は重過失がある場合であっても、両社及びその他のWAON事業者は、本会員の逸失利益について損害賠償の責任を負いません。

第20条（取扱いの変更）

1. WAONサービス、本カード又はそのWAONの取扱いについて、本約款を変更する場合、両社は、ホームページへの掲載その他両社所定の方法により、一定の予告期間をおいて変更内容について周知の措置をとります。
2. 本約款の変更は、次のいずれかの場合に効力を生じるものとします。
 - (1) 本会員に異議がなく前項の予告期間を経過したとき。
 - (2) 前項のお知らせ後、本会員が本カードのWAONのチャージ又は利用を行ったとき（この場合には本会員の異議の有無は問いません）。
3. 前項の規定にかかわらず、本約款の変更が本会員に不利益なものであると認められる相当の事由があり、第1項の予告期間内に、本会員から異議のお申し出があった場合には、イオンリテールは、WAONを本会員に返金します。この場合、第15条第3項及び第4項の規定を準用します。
4. 前3項の規定にかかわらず、法令の定めにより本約款を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。

第21条（合意管轄裁判所）

本会員は、WAONサービスに関して本会員と両社及びその他のWAON事業者との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所、千葉地方裁判所及び大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とし、他の裁判所に申立てをしないことに合意します。

第22条（ご相談窓口）

WAONサービス、本カード又はそのWAON、又は本約款に関するご質問又はご相談は、WAONサービスに係るホームページをご参照いただく他、WAONカード券面に表示するご相談窓口までご連絡ください。

附 則

本約款は、2018年10月1日から適用します。

JP BANK カード WAON WAONポイント約款

第1条（目的）

1. 本約款は、JP BANK カード WAON（以下「本カード」という）の利用等によりイオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」という）より本会員に付与される次条に定義するWAONポイントに係るサービスについて定めるもので、イオンリテールは、本約款に従ってWAONポイントに係るサービスを提供します。

なお、イオンマーケティング株式会社（以下「WAON POINT発行者」といいます。）が管理運営するWAON POINTサービスに係るWAON POINT加盟店で、WAONを利用した場合に付与されるWAON POINTについては、WAON POINT発行者が定めるWAON POINTサービス規約 (<https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms>) が適用されるものとします。
2. 本約款は、「JP BANK VISAカード／マスターカード会員規定」及び「JP BANK カード WAON利用約款」（以下まとめて「会員規約等」という）の特約であり、会員規約等と異なることが定められている条項については本約款が優先することとします。なお、本約款に別段の定めがない事項については、会員規約等が適用されます。

第2条（定義）

1. 本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) WAONポイント WAONの利用に付随してWAON発行者から利用者に付与される電子情報であって、WAON ポイント約款に基づき利用者がWAONに交換すること及びWAON発行者所定のサービスを受けることができるものの総称。
- (2) 提携ポイント WAON以外の他の取引において付与された電子情報であって、WAONポイント約款に基づき利用者がWAONポイントと交換することができるものとしてWAON発行者が指定するものの総称。
- (3) WAONポイント対象取引 利用者がWAON利用約款に従ってWAONを利用した場合に、WAONポイント約款に従ってWAONポイントが付与されるWAON発行者所定の取引。
- (4) WAONポイント約款 WAONポイントの付与及び交換等をする際に適用される約款及びこれに付随する特約の総称。
- (5) WAON POINT WAON POINT付与対象取引に付随してWAON POINT発行者からWAON POINT会員に付与される電子情報であって、WAON POINTサービス規約に基づきWAON POINT会員がWAON POINTサービスを受けることができるものの総称。

2. 前項に定めるものの他、本約款における用語の定義は、会員規約等において定義する意味を有するものとします。

第3条（ポイントの付与）

1. 本会員がWAONポイント対象取引を行った場合、イオンリテールは、本会員に対して、イオンリテール所定のWAONポイントを付与します。なお、イオンリテールがWAONポイントを付与しないものとして指定した商品、役務その他の取引及びWAONポイント対象取引に対してWAON POINT発行者がWAON POINTを付与した場合には、WAONポイントは付与しません。
2. 本会員は、イオンリテール及び提携ポイント発行者が定める方法により、提携ポイントをWAONポイントに交換することにより、WAONポイントを加算することができます。
3. WAONポイント対象取引、付与されるWAONポイント、WAONポイント付与に係る条件、提携ポイントとの交換率及び提携ポイントとの交換条件等は、イオンリテールが定めるところによりますので、本会員に事前に通知することなく変更することがあります。

第4条（ポイントの付与ができない場合）

1. 次の場合、前条に基づくWAONポイントの付与及び提携ポイントの交換はできません。
 - (1) 本カード又はそのWAONが破損しているとき。
 - (2) WAON端末（但し、利用者端末を除く）の稼働時間外であるとき。
 - (3) 停電、システム障害、WAON端末の故障その他やむを得ない事由があるとき。
 - (4) 本会員が、本約款又は会員規約等に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
2. 前項に基づき本会員がWAONポイントの付与又は提携ポイントの交換ができないことにより本会員に損害等が生じた場合であっても、両社及びその他のWAON事業者は、その責任を負いません。

第5条（WAONポイント残高の確認等）

1. 本カードのWAONポイントの残高は、WAONポイント残高の表示機能を備えたWAON端末その他イオンリテール所定の方法によりご確認いただくことができます。
2. 本会員が他のJ P BANK カード WAONを含むWAONカードを複数枚お持ちの場合、各カードのWAONポイント残高を1枚のカードに統合することはできません。
3. 本カードのWAONポイントの履歴は、WAONポイント履歴の表示機能を備えたWAON端末その他イオンリテール所定の方法によりご確認いただくことができます。各端末において表示されるWAONポイントの履歴の範囲等については、イオンリテールの定めによるものとします。

第6条（WAONポイントの利用）

1. 本会員は、本カードのWAONポイントがイオンリテール所定のポイントに達した場合、イオンリテール所定の方法により、WAONポイントを本カードのWAONに交換することができます。
2. 前項に基づき本会員がWAONポイントをWAONに交換する場合、1 ポイントあたり 1 円として、イオンリテール所定の単位で交換することができます。
3. 本会員は、次の各号に定める場合、第1項に基づくWAONポイントの交換はできません。これにより本会員に損害等が生じた場合であっても、両社及びその他のWAON事業者は、その責任を負いません。
 - (1) J P BANK カード WAON利用約款に基づきWAONが利用できないとき。
 - (2) 本会員が、本約款に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
 - (3) WAONポイント交換後のWAONが当該WAONカードの利用可能残高の上限金額を超えるとき。
4. 本会員が他のJ P BANK カード WAONを含むWAONカードを複数枚お持ちの場合、WAONポイントが蓄積された本カード以外の他のWAONカードのWAONへの交換はできません。
5. 前各項に定める場合の他、本会員は、クーポン、割引券又は提携ポイントへの交換等、WAONポイントを利用したイオンリテール所定のサービスを受けることができます。当該サービス内容及び開始時期等については、イオンリテール所定の方法によりご

案内させていただきます。

第7条（商品返品時のポイント処理）

1. 本会員が本カードのWAONを利用して取引を行った商品等を返品した場合、当該取引を行ったときに第3条に従って付与されたWAONポイントは減算されます。
2. 前項に従い、ポイント残高がマイナスとなった場合、本会員は、イオンリテール所定の方法によりマイナス金額をご精算いただきます。

第8条（WAONポイントの盗難・紛失等）

本カードの盗難、紛失、破損、電磁的影響その他事由により、WAONポイントの全部又は一部の保有を失われた場合には、両社及びその他のWAON事業者は、その責任を負いません。

第9条（本カードの再発行時のポイント処理）

1. J P BANK カード WAON利用約款に基づき J P BANK カード WAONの再発行がなされる場合、本会員は、再発行される J P BANK カード WAONに、イオンリテール所定の方法により、本カードのWAONポイント残高が判明したときは当該ポイント残高の付与を受けることができます。
2. 本カードのWAONポイント残高が判明しない場合には、イオンリテールは前項の義務を負いません。

第10条（WAONポイントの有効期限等）

1. 本会員が初めて本カードにチャージした日から1年経過後の月末までを初年度とし、2年目以降は、前年度末の翌日から1年間を各年度とします。
2. 各年度中に付与又は加算されたWAONポイントの有効期限は、次年度の末日までとします。
3. 前項に定める有効期限が経過したWAONポイントは消滅し、以後、当該WAONポイントのご利用はできません。
4. J P BANK カード WAON利用約款によりWAONサービスが終了、又は本約款若しくはその他の理由によりWAONポイントに係るサービスが終了した場合、当該WAONカードのWAONポイントは消滅します。

第11条（譲渡等の禁止）

本会員は、WAONポイントについて、他人に貸与し、譲渡し、又は質入れ等の担保に供することはできません。但し、本会員は、イオンリテール所定の方法により、WAONポイントギフトとしてWAONポイントを譲渡することができます。

第12条（換金の禁止）

WAONポイントは、現金との引換えはできません。

第13条（両社及びその他のWAON事業者の責任）

1. 両社及びその他のWAON事業者は、WAONポイントに関して本会員に生じた損害等について、責任を一切負いません。
2. WAONポイントの取得、保有、利用又は交換等に伴い、公租公課その他の費用が発生する場合には、本会員にこれを負担していただきます。

第14条（WAON発行者によるWAONポイントに係るサービスの終了）

1. イオンリテールは、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等により、WAONポイントに係るサービスを終了させることがあります。
2. 前項の場合、イオンリテールは、イオンリテール所定の方法により、WAONポイントに係るサービスを終了させることについて周知の措置をとります。

第15条（取扱いの変更）

WAONポイントの取扱いについて、本約款を変更する場合、両社は、一定の予告期間において周知の措置をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。また、法令の定めにより本約款を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。

第16条（ポイントサービスに関するご案内）

WAONポイントに関する事項は、WAONサービスに係るホームページ、WAON加盟店における掲示等の方法でご案内しているものもありますので、本約款とあわせてご参照ください。

附 則

本約款は、2018年10月1日から適用します。

J P BANK カード WAON オートチャージに関する特約

第1条（本特約の効力）

1. 本特約は、J P BANK カード WAON（以下「本カード」という）の発行を受けた本会員のうち、次条に定義するオートチャージを希望された本会員に適用されます。
2. 本特約は、「J P BANK V I S Aカード／マスターカード会員規定」及び「J P BANK カード WAON利用約款」（以下まとめて「会員規約等」という）の特約であり、本特約において、会員規約等と異なることが定められている条項については本特約が優先することとします。なお、本特約に別段の定めがない事項については、会員規約等が適用されます。

第2条（定義）

1. 本特約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) オートチャージ

本カードの利用に際し、当該カードの利用後のWAON残高が予め設定した金額（以下「実行判定額」という）未満になるときに、当該カードの利用前に、親カードのクレジットカード機能により、予め会員が設定した金額（以下「入金実行額」という）が自動的にチャージされること。

(2) 本サービス

前号のオートチャージにより提供されるサービス

2. 前項に定めるものの他、本特約における用語の定義は、会員規約等において定義する意味を有するものとします。

第3条（利用方法等）

1. オートチャージを希望される本会員は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という）所定の方法により、ゆうちょ銀行にお申込みください。

2. 本会員は、実行判定額及び入金実行額の新規設定及び変更ならびに本サービスの利用停止を行う場合には、当該機能を有するWAON端末により行うこととします。なお、実行判定額は、49,000円を限度とし、入金実行額は、49,000円を限度として（但し、実行判定額と入金実行額の合計額がWAON利用可能残高の上限金額を超えることはできません。）、1,000円単位でイオンリテール株式会社（以下「イオンリテール」という）所定のWAON端末で設定又は変更ができるものとします。

3. オートチャージ実施時における売上票への署名は省略します。

4. 本サービスは、ゆうちょ銀行及びイオンリテール（以下「両社」という）が認めた場合を除き、会員本人によるクレジットカードの利用として取扱うこととします。

第4条（制限事項等）

1. オートチャージは、オートチャージ機能を有するWAON端末において、WAONによる1取引につき1回限り実施されます。

2. 本サービスのお支払い方法は、親カードのクレジットカード機能によるショッピングの1回払いとします。

3. 前項にかかわらず、本会員から申し出があり、ゆうちょ銀行が承認した場合には、承認した方法による支払い方法に変更することのできるものとします。

4. オートチャージ実施後のWAON残高が商品、役務その他の取引の代金に満たない場合等であっても、一旦実施したオートチャージの取消しはできないものとします。

5. チャージ後のWAON残高がWAON利用可能残高の上限金額を超えることとなるときは、当該上限金額の範囲内においてオートチャージが実施されます。

6. オートチャージを実施することにより親カードの利用限度額を超える等の理由で、ゆうちょ銀行がオートチャージの実施を承認しない場合、オートチャージは一切実施されません。

第5条（盗難・紛失）

本会員が本カードを盗まれ若しくは紛失された場合、直ちにWAONコールセンター（0120-577-365）にお届けください。WAONコールセンターにて、オートチャージの停止措置をとります。なお、本カードの盗難又は紛失の場合であっても、お届けがない場合又はイオンリテールがお届け後直ちにオートチャージ停止措置をとったにもかかわらず、当該停止措置の前にオートチャージが実施された場合は、両社が認めた場合を除き、会員本人によるクレジットカードの利用として取扱うものとします。

第6条（免責事項）

オートチャージが実施できないことにより本会員に生じる不利益、損害については、両社及びその他のWAON事業者はその責任を負いません。

第7条（本サービスの停止）

両社が必要と認めた場合には、何らの通知催告なくして、本サービスを停止することがあります。

第8条（特約の変更）

両社は、本会員の事前の承諾なく本特約の内容を変更する場合があります。その場合には、両社は、変更日及び変更内容を、WAONホームページへの掲示等、両社所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。

附 則

本特約は、2018年10月1日から適用します。

以上

JP BANK カード WAON 個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

第1条（本特約の効力）

1. 本特約は、JP BANK カード WAON（以下「本カード」という）の発行を受けた本会員又はその予定者（以下総称して「本

会員等」という)に適用されます。

2. 本特約は、「J P BANK V I S Aカード／マスターカード会員規定」及び「J P BANK カード WAON利用約款」(以下まとめて「会員規約等」という)の特約であり、会員規約等と異なることが定められている条項については本特約が優先することとします。なお、本特約に別段の定めがない事項については、会員規約等が適用されます。

第2条 (定義)

本特約における用語の定義は、会員規約等において定義する意味を有するものとします。

第3条 (個人情報の提供及び利用に関する同意)

1. 本会員等は、株式会社ゆうちょ銀行 (以下「ゆうちょ銀行」という) 及びイオンリテール株式会社 (以下「イオンリテール」という、2社を個別に「各社」といい、2社を総称して「両社」という) が保護措置を講じた上で管理し、下記の個人情報を相互に提供し、両社がこれを利用することに同意します。

[相互に提供・利用する個人情報]

- (1) 会員規約等に基づきゆうちょ銀行に届出のあった情報若しくは本カードの申込情報を含む本会員等がゆうちょ銀行に提出する書類等に記載されている情報。
 - (2) 本カードの申込日、契約日、購入商品名、購入金額、利用履歴、チャージ履歴及び残高等のWAONサービス及びこれに付帯するサービスの利用状況に関する情報。
 - (3) 本カードの申込みにより発行されるWAONカード番号及び変更後のWAONカード番号。
 - (4) 本カードの申込みに対する審査の結果。
 - (5) 親カードの会員番号が無効となった事実。
 - (6) 親カードの会員資格の喪失。
2. 本会員等は、両社が下記の利用を目的として前項に定める個人情報を利用することに同意します。

[利用目的]

- (1) 本カードの発行及び本会員等の管理
 - (2) 本カード及びそれに付帯するサービスの提供
 - (3) 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
 - (4) 各社の商品、サービス等に関する宣伝物、印刷物の送付
 - (5) 各社の事業における市場調査、商品開発
 - (6) WAON加盟店の商品、サービス等に関する宣伝物、印刷物の送付
3. 本会員等は、前項の利用目的(4)、(6)の同意の範囲内で各社が他の各社から提供された第1項の[相互に提供・利用する個人情報]を利用している場合であっても、当該利用をしている各社に対し、その利用の中止を申出することができます。但し、親カード又は親カードのご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。
4. 個人情報管理責任者は、以下の者としします。

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行
- (2) イオンリテール株式会社

《個人情報に関するお問合せ窓口》

- (1) 株式会社ゆうちょ銀行

「J P BANK V I S Aカード／マスターカード会員規定」に定めるとおりとします。

- (2) イオンリテール株式会社

イオンリテールのホームページにお問い合わせ先を公表いたしております。

第4条 (WAON POINTへの登録情報移行)

本会員等は、WAON個人情報をWAON POINT加盟店でご利用いただけるWAON POINTサービス (イオンマーケティング株式会社が運営) の会員情報登録へ自動移行することに同意します。また、本会員等は「WAON POINTサービス規約」と「WAON POINTに関する個人情報の取扱いに関する同意条項」に同意します。

「WAON POINTサービス規約」は、次のホームページ

(<https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms>)、

「WAON POINTに関する個人情報の取扱いに関する同意条項」は、次のホームページ

(<https://www.smartwaon.com/pc/#/personal/info/terms>) で公表しております。

第5条 (条項の変更)

本同意条項は法令の定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

附 則

本特約は、2018年3月1日から適用します。

以上

■ J P B A N K カード WEB 特約

第 1 条 取扱概要

この特約は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）に対し、この特約及び J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）を承認した J P B A N K V I S A カード／マスターカード会員（以下「会員」といいます。）のうち、当行所定の方法で当行がインターネット上で運営する「J P B A N K カード WEB」（以下「このサービス」といいます。）の利用登録を行った方（以下「利用者」といいます。）に適用します。

第 2 条 このサービスの内容

- (1) このサービスの内容は、会員属性照会やカード利用金額照会その他の別に定める J P B A N K カード WEB のサービス内容のとおりとします。
- (2) 会員規定第 1 条（会員）の家族会員である利用者がこのサービスを利用する場合は、サービス内容に制限があります。

第 3 条 利用設備等

このサービスの利用を希望する会員は、自己の責任と負担において、このサービスを利用するために必要な端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備するものとします。

第 4 条 利用者の登録等

- (1) このサービスの利用申込みができる方は会員であることを条件とします。
- (2) このサービスの利用を希望する会員は、このサービスの所定の画面表示に従い、会員番号、E メールアドレス、その他このサービス所定の項目を入力の上、登録をしてください。当行は、I D ・パスワード（以下「認証情報」といいます。）を発行の上、画面に表示し、これをもって、利用登録が完了したものとします。なお、登録に必要な所定の項目は、当行が随時変更できるものとします。
- (3) 利用者は、E メールアドレス等、登録した内容に変更があった場合は、遅滞なくこのサービス所定の方法にて当行に通知するものとします。利用者は、このサービス所定の方法で申請することにより、このサービスの利用を中止することができるものとします。
- (4) 認証情報を変更しようとするときは、利用者は、このサービスの所定の画面表示に従って届け出てください。ただし、認証情報変更は、当行が認めた範囲内に限ります。

第 5 条 認証情報の管理

- (1) 利用者は、認証情報の使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、利用者以外の第三者に認証情報によるこのサービスを利用させてはなりません。また、認証情報を他人に貸与・譲渡等してはなりません。
- (2) 利用者は、第三者による認証情報の不正使用のおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、速やかにその旨を当行に通知し、最寄りの警察署に届け出るものとします。当行への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。
- (3) 第三者が、認証情報を使用して、このサービスを利用した場合、当該第三者による利用を利用者本人の利用とみなします。なお、使用上の過誤又は第三者による不正使用等による損害については、利用者の故意過失の有無にかかわらず、当行はその責任を一切負わないものとします。
- (4) 利用者が第三者との契約により、当行を含む口座情報の集約サービスを利用する場合、当該サービスの利用は利用者の責任で行い、当行は当該サービスの提供内容から生じる問題及び損害について、いかなる責任も負いません。

第 6 条 このサービスの一時停止、中止

- (1) このサービスの提供は、当行が定めた所定の時間に行います。
- (2) 当行は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、利用者に対する事前の通知なく、このサービスの利用の中止又は一時停止をすることができます。この場合、当行は、このサービスの利用を中止又は一時停止することにより、利用者に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わな

いものとします。

- ① 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、このサービスの利用が困難であると当行が判断した場合
- ② その他、コンピュータシステムの保守その他当行がやむを得ない事情でこのサービスの利用の中止又は一時停止が必要と判断した場合
- (3) 当行は当行のホームページに公開するなどの所定の方法で利用者に通知することにより、このサービスを任意に追加、変更、中止できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、当行は一切責任を負わないものとします。

第7条 禁止事項

利用者は次の行為を行わないものとします。

- ① このサービスの利用・登録を行う場合、虚偽の情報を送信、登録する行為
- ② このサービスによって得られた情報を営利行為に利用する行為
- ③ 法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
- ④ このサービスの権利の譲渡に当たる行為
- ⑤ その他、当行が不適当と認めた行為

第8条 利用停止措置

当行は、利用者がこの特約若しくは会員規定に違反した場合、又は次の①から④までのいずれかに該当する場合には、利用者に通知することなくこのサービスの利用を停止することができるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

- ① 利用者が会員規定第20条（会員資格の取消）により会員資格を取り消された場合、又は会員規定第21条（退会）により退会した場合
- ② 利用者が認証情報登録の際、又はこのサービス利用の際に虚偽の申告、登録をした場合
- ③ 利用者がカード不正使用によって被害が発生したときや、当行に届け出た氏名、勤務先、住所、カード代金支払口座等に変更があり、直ちに当行所定の届出用紙により手続を行わなかった場合等、このサービスの提供が困難と予測される場合
- ④ 利用者がこの特約やその他規定等に反する行為をするなど、当行が不適当と認めた行為を行った場合

第9条 通知及び情報提供

- (1) 利用者は当行所定の届出をすることにより、緊急や重要と当行が判断した場合を除くEメールによる情報提供の中止を依頼できるものとします。
- (2) 当行が、登録されたEメールアドレスに対して通知や情報提供を行ったことにより、利用者又は第三者に対して損害が発生した場合、当行は一切責任を負わないものとします。
- (3) このサービスの利用及びこの特約に基づく利用者宛ての諸通知は、利用者が登録したEメールアドレスに係るサーバーにその内容が到達した時をもって通知したものとします。
- (4) Eメールの管理を行うEメールアドレスに係るサーバーに関するシステムの事故があった場合、Eメールアドレスの変更を行ったにもかかわらず変更後のEメールアドレスの登録を行わなかった場合は、最終の登録されているEメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって通知したものとします。

第10条 個人情報の取扱い

Eメールアドレス等の登録情報やこのサービスの利用に関する情報等の個人情報の取扱いについては、会員規定「個人情報の取扱いに関する同意条項」の第1条（個人情報の収集・保有・利用等）のとおりとします。

第11条 免責

- (1) 当行は、このサービスより得られた情報の正確性・有用性等を保証するものではありません。また、このサービスの利用により生じたいかなる損害についても、当行は一切責任を負わないものとします。
- (2) このサービスにおいて当行が採用する暗号技術を含めたシステム上の安全対策等は、当行が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものと

します。

- (3) 通信機械、回線若しくはコンピュータ等の障害によりこのサービスの取扱いが遅延若しくは不能となった場合又はこのサービスに関して当行から送信した情報が表示遅延若しくは表示不能となった場合があってもそれにより生じた障害については、当行は責任を負いません。
- (4) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより認証情報等が漏洩した場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 利用者が、認証情報を使用して商品を購入する場合、当該取引は利用者と加盟店との間で行われるものであって、当行はこれに関与しません。当該取引に関する商品の瑕疵、不着、サービス内容の不備等の苦情並びにこれらに起因して生じた損害については、全て利用者と当該加盟店との間で解決するものとし、当行はこれについて責任を負いません。

第12条 特約の変更

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、利用者への事前通知または承諾なくして、この特約を随時変更することができるものとします。この場合、利用者との契約上、重要な変更についてはあらかじめ当行のホームページに公開する等の所定の方法により、変更内容を通知するものとします。また、変更内容について当行が利用者に通知した後にこのサービスの利用があった場合は、利用者がこの特約の変更を承認したものとみなします。

第13条 会員規定の適用

この特約の取扱いには、この特約のほか、「会員規定」が適用されます。ただし、この特約と会員規定の内容に相違がある場合、この特約が優先して適用されるものとします。

以上

■ J P B A N K カード WEB 安心サービス特約

第1条 取扱概要

- (1) J P B A N K カード WEB特約第5条（認証情報の管理）において、当行は、第三者により利用者のJ P B A N K カード WEBの認証情報が不正利用された場合、同条の警察及び当行への届出がなされたときは、この特約により当該利用者が被る次項に定める損害をてん補します（以下「安心サービス」といいます。）。
- (2) 当行が、安心サービスでてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。
 - ① 第三者が、V I S A認証サービス、もしくはMasterCard® SecureCode™（マスターカードセキュアコード）対象加盟店においてクレジットカード番号とJ P B A N K カード WEBのパスワードを使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合、又は第三者が、インターネットショッピング加盟店において会員番号を使用することによって購入代金の決済を行った場合
 - ② 購入した商品の発送先が日本国内であった場合
 - ③ 損害が、パスワード又は会員番号（以下「パスワード等」といいます。）が第三者に不正使用されていることが判明した旨の通知を当行が受領した日の60日前以降、受理日までの61日の間（次条第3項②において「てん補期間」といいます。）に発生したものである場合
- (3) 利用者は損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当行が損害のてん補に必要と認める書類を当行に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第2条 てん補限度額

- (1) 当行がてん補する損害の限度額は、一のパスワード等の不正使用につき合計して100万円までとします（免責金額：1,000円）。
- (2) この特約の有効期間は、認証情報の登録日から1年間とし以後毎年自動的に継続されるものとします。
- (3) 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
 - ① 認証情報が会員に到着する前に生じた事故
 - ② てん補期間の開始する以前に生じていた事故
 - ③ 利用者が第三者に強要されて漏らしたパスワード等により生じた事故
 - ④ 第三者による不正利用の通知を当行が受領した日の61日以前に生じた事故
 - ⑤ 利用者から第三者に譲渡・貸与等されたパスワード等により生じた事故
 - ⑥ 利用者、V I S A認証サービス対象加盟店、MasterCard® SecureCode™（マスターカードセキュアコード）対象加盟店、その他インターネットショッピング加盟店、若しくは利用者の法定代理人の故意又は重大な過失により生じた事故
 - ⑦ 利用者、V I S A認証サービス対象加盟店、MasterCard® SecureCode™（マスターカードセキュアコード）対象加盟店、その他インターネットショッピング加盟店、又は利用者の法定代理人の犯罪行為により生じた事故
 - ⑧ 利用者の親族、同居人、使用人又はその法定代理人が自ら行い、若しくは加担した事故
 - ⑨ 戦争等による著しい秩序の混乱中、又は地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害
 - ⑩ その他この特約や他の規定等に違反した事故
- (4) 利用者が第1条第3項の調査に協力しない場合も、当行はてん補の責を負いません。

以上

■「One Time Pass」アプリ利用規定

「One Time Pass」アプリ（以下「本アプリ」といいます。）の利用にあたっては、以下の「One Time Pass」アプリ利用規定（以下「本規定」といいます。）に同意のうえご利用ください。

なお、本規定で定めるワンタイムパスワードとはネットショッピング認証用パスワードに使用するワンタイムパスワードを指すものであり、カード発行会社である株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）会員インターネットサービスJP BANK カード WEB（以下「JP BANK カード WEB」といいます。）のログインに使用するパスワード（以下「JP BANK カード WEBパスワード」といいます。）とは別に定めるものです。

第1条（本規定の適用範囲）

1. 本規定は、当行が運営する本アプリを利用する全ての方（以下「利用者」といいます。）に適用されるものです。
2. 本アプリは、本規定に同意した利用者のみが利用できるものとし、利用者は自己の責任において本アプリを利用するものとします。

第2条（ワンタイムパスワード）

1. ワンタイムパスワードとは、本アプリにより生成・表示されるパスワードをいいます。
2. ワンタイムパスワードはネットショッピング認証サービスの本人認証パスワードに利用できる専用パスワードであり、一度のみかつ一定時間のみご利用可能な可変パスワードです。
3. ワンタイムパスワードの利用者は本規定への同意、かつ次条に示す所定の手続が完了した利用者に限ります。
4. 次条に示す所定の手続完了後はネットショッピング認証サービスの本人認証パスワードとして、JP BANK カード WEBパスワードに替わり、ワンタイムパスワードを使用することになります。

第3条（ワンタイムパスワードアプリ）

1. 本アプリの申込みは、JP BANK カード WEBにログインいただき、当行の所定の画面より申込みを行うものとします。当行は申込みを正常に受け付けた場合、利用者が指定するメールアドレスに本アプリのダウンロード・初期設定を行うためのメールを送信します。
2. 本アプリを利用するには、利用者が利用端末にて受信したメールの内容に従って本アプリのダウンロード・初期設定を行う必要があります。なお、本アプリのダウンロード・初期設定を行うことのできる利用端末はJP BANK カード WEBの申込みID一つにつき一つとなります。
3. 利用者が本アプリのダウンロード・初期設定に必要な当行からの送信メールや初期設定パスワード等の情報を誤って廃棄若しくは失念した場合、又は、利用端末から本アプリの削除等（機種変更等を含みます。）を行った場合は、再度本条第1項に規定する申込み及び前項に規定するダウンロード・初期設定が必要になります。この場合、設定完了までの間、ネットショッピング認証サービスはご利用いただけません。
4. 利用者はネットショッピング認証サービスを利用する目的に限定して本アプリをご利用端末上で利用するものとします。

第4条（利用端末の機種変更）

利用者は、利用端末の機種変更（買い替え）を行う場合、利用端末から本アプリを削除のうえ、前条第1項に規定する申込みを行い、新端末に同条第2項に規定するダウンロード・初期設定を行うことが必要となります。手続が完了するまで、ネットショッピング認証サービスは利用できませんのでご注意ください。また、本アプリをiTunes等でバックアップし復元することはできません。

第5条（解約・解除）

1. 利用者は、本アプリの利用を停止する場合、J P B A N K カード WEBにログインのうえ、当行所定の画面より解約の手続を行うものとします。また、利用端末から本アプリを削除するものとします。
2. 利用者は、本アプリをダウンロードした利用端末の売却、又は、携帯電話会社との契約解除等の際もJ P B A N K カード WEBにログインのうえ、当行所定の画面より解約の手続を行うものとします。また、当該利用端末から本アプリを削除するものとします。
3. 本アプリの利用は、当事者の一方の都合でいつでも解除できるものとします。なお、本解除の効力はワンタイムパスワードの利用に関してのみ生じるものとします。
4. 当行が定める期間にワンタイムパスワードの利用がない場合、当行は利用者に通知することなく、本アプリの利用の解除、又は一部若しくは全部停止できるものとします。
5. J P B A N K カード WEBの契約が解約された場合には、本規定における本アプリの利用も解除されるものとします。
6. 本アプリの解約・解除後は、ネットショッピング認証サービスの本人認証パスワードにJ P B A N K カード WEBパスワードが設定されるものとします。

第6条（有効期限）

本アプリには有効期限があります。有効期限を過ぎるとトークンは無効となりますので、利用者が継続して本アプリを利用する場合、本アプリを利用端末から削除のうえ、第3条第1項に規定する申込みを行い、本アプリをご利用いただく端末に同条第2項に規定するダウンロード・初期設定を行うことが必要となります。手続が完了するまで、ネットショッピング認証サービスは利用できませんのでご注意ください。

第7条（注意事項）

1. 本アプリはJ P B A N K カード WEBからのお申込みが必要です。J P B A N K カード WEBには利用いただけない時間帯があります。取扱内容やサービス時間帯などくわしい内容はあらかじめ確認願います。
2. 本アプリと類似の第三者が作成したアプリケーションには当行は関与していませんので、十分ご注意ください。本アプリ利用の際には、J P B A N K カード WEBから申込みの手続のうえ、所定の手続にて本アプリをダウンロードしてください。
3. 本アプリの利用料は無料ですが、本アプリのダウンロード及び利用には別途通信料がかかります。利用者の負担となります（本アプリのバージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料を含みます。）。
4. 利用端末の通信状態等の事情により、本アプリに関わる設定や操作が正常に完了しない場合があります。その場合、再度利用申込みが必要になる場合があります。
5. 不正アプリケーション・不正プログラムに十分ご注意ください。携帯電話会社又は信頼のあるメーカーが提供するセキュリティ対策ソフトの導入を強くお勧めします。
6. 利用端末の紛失・盗難には十分ご注意ください。
7. スマートフォン等の利用端末は従来の携帯電話とは異なりパソコンに近い機能を有しています。利用にあたっては、パソコンをお使いいただくのと同様、セキュリティ等に十分ご注意ください。
8. 利用可能なOSについては当行ホームページにてご確認ください。ただし、一部利用いただけない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
9. 本アプリの申込み完了時点で、現在利用いただいているJ P B A N K カード WEBパスワードはネットショッピング認証サービスの本人認証パスワードには使用できなくなりますので、あらかじめご了承ください。
10. 当行が都度指定するワンタイムパスワードと異なるパスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合、ワンタイムパスワードの利用を当行所定の範囲で停止します。利用を再開する場合には、当行所定の手続を取る必要があります。
11. 本アプリ利用中に再度第3条第1項に規定する申込みを行った場合、利用中のトークンは無効となりますので、あらかじめご了承ください。

第8条（免責事項）

1. 本アプリはバグ、機能の不備、エラー、障害、通信状況等によって、本アプリの機能が利用できない場合があります。本アプリの機能が利用できないために利用者又は第三者に損害又は不利益が生じた場合でも、当行は一切その責を負わないものとします。
2. 当行は、利用者の承諾及び利用者への事前の通知なく本アプリの一部又は全部を停止、変更、廃止できるものとし、本アプリの停止、変更又は廃止により利用者に損害又は不利益が生じた場合でも、当行は一切その責を負わないものとします。
3. 当行が適当と考える安全策を講じたにもかかわらず、本アプリの無断改変、本アプリに関するデータへの不正アクセス、コンピュータウィルスの混入等の不正行為が行われ、これに起因して利用者に損害又は不利益が生じた場合でも、当行は一切その責を負わないものとします。
4. 利用端末の紛失・盗難や本アプリの情報管理に起因しないパスワードの漏えいにより、利用者に損害又は不利益が生じた場合でも、当行は一切その責を負わないものとします。
5. 利用端末、ワンタイムパスワードは利用者自身の責任において厳重に管理するものとし、他人に譲渡、質入、貸与又は開示することはできません。利用端末、ワンタイムパスワードの管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正利用等による損害については、当行は一切その責を負わないものとします。

第9条（禁止事項）

利用者が以下の行為に該当した場合、又は該当していると当行が判断した場合、当行は、一時的又は永久的な本アプリの利用停止など、当行が必要と判断する措置を取ることができるものとします。

- ・本規定に違反する行為又はそのおそれがある行為
- ・本アプリに掲載された情報を本アプリの利用以外の目的で利用する行為
- ・本アプリを、修正、変更、改変などする行為
- ・その他法令、公序良俗に反する、又はそのおそれのある行為

第10条（個人情報の取扱い）

当行は個人情報を適切に扱うものとします。詳しくは当行ホームページなどでご確認ください。

第11条（規定の改定）

当行は利用者に対し事前の予告なく本規定を改定できるものとし、改定後の規定は当行ホームページに掲載するものとします。改定後の規定が当行ホームページに掲載された日以降は、利用者の行為は全て改定後の規定によるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

第12条（準拠法・管轄）

1. 本規定の準拠法は日本法とします。
2. 利用者と当行との間で本アプリに関する訴訟の必要が生じた場合、利用者の住所地及び当行の本社・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

※「One Time Pass」は、三井住友カード株式会社の商標又は登録商標です。

※「Android」「Google Play」は、Google Inc.の商標又は登録商標です。

※「iPhone」「App Store」「iTunes」は、米国及びその他の国々で登録されたApple Inc.の商標又は登録商標です。

以上

JR 東海エクスプレス予約サービス特約（プラス EX 会員）

第 1 条（適用範囲）

本特約は、株式会社ゆうちょ銀行（以下、「当行」といいます。）が指定するクレジットカードを東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」といいます。）が提供する「JR 東海エクスプレス予約サービス」（以下、「本サービス」といいます。）の決済用クレジットカードとして登録することを受け付け、また、本サービスの入会申し込みまたは退会申し出等を受け付けること（以下、これらを「本受付」といいます。）等について定めるものです。

なお、本サービスの決済用クレジットカードとして登録できるカードは、当行の発行するカードのうち、当行において決定する範囲のカード（以下、「対象カード」といいます。）とします。

本特約は、「JP BANK VISA カード/マスターカード会員規定」（以下、「会員規定」といいます。）の特約であり、会員規定と異なることが定められている条項については本特約が優先することとします。また、本特約に特段の定めがない事項については会員規定が適用されます。

第 2 条（入会）

本サービスへの入会を希望する対象カードの会員は、当行所定のホームページに表示される申込画面（または当行所定の申込書）において、本特約（本特約に付帯する規定・特約等がある場合は、それら全てを含みます。以下、同じ。）への同意および本サービスの決済に用いる対象カードの登録を行ったうえで、申し込みを行うものとし、JR 東海の承諾を受けることで、JR 東海エクスプレス予約サービス（プラス EX）の会員（以下、「会員」といいます。）としての資格を有することとなり、第 3 条に定める年会費は、この時点から発生します。また、会員には、JR 東海より、本サービスにおける新幹線乗車用の IC カードであるプラス EX カードを発行・貸与します。

（※）本サービスの決済用クレジットカードとして登録するクレジットカードが、JR 東海が別に提供する「スマート EX サービス」で登録されており、かつ予約や購入申し込みがある場合は、その期間内は会員として登録されません（予約や購入申し込みがなくなった時点で登録されます。）。

第 3 条（年会費等）

会員は、JR 東海が別に定める本サービスの年会費（これに課税される消費税等の公租公課を含みます。以下、同じ。）を、第 2 条において登録した対象カードによる決済で JR 東海に支払うものとします。なお、会員は、年会費を含む本サービスの内容等については JR 東海が決定することを了承し、本サービスの内容等にかかわる紛議がある場合、原則として、会員と JR 東海の間でこれを解決するものとします。

第 4 条（サービスの利用開始）

会員は、本サービスの利用を開始する前に、JR 東海が定める「JR 東海エクスプレス予約サービス会員規約（プラス EX 会員）」および付帯する特約等に同意のうえ、JR 東海所定のサービス利用開始申込手続きを行うものとします。

第5条（退会）

1. 本サービスの退会を希望する会員は、当行が指定する所定の方法により申し出るものとします。なお、当該手続きの完了以降、第3条に定める年会費は発生しないものとします。
2. 本サービスの退会後であっても、会員が退会以前に行った本サービスの予約や購入申し込みにかかる債権・債務関係は、履行が完了するまで継続するものとします。

第6条（サービスの一時停止または中止）

当行は、次のいずれかに該当する場合、対象カードの会員または会員への事前通知がない場合でも、本受付を一時停止または中止することがあります。

- (1) システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
- (2) 天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合
- (3) その他当行が必要と判断した場合

第7条（特約の変更、承認）

本特約が変更され、当行からホームページあるいは郵送等により変更内容を表示又は通知した後に会員が本サービスまたは本受付を利用したときは、当該会員が当該変更内容を承認したものとみなします。

2017年9月改定

JR 東海エクスプレス予約サービスにおける個人情報の取り扱い

第1条（個人情報の提供等に関する同意）

1. 株式会社ゆうちょ銀行（以下、「当行」といいます。）が指定するクレジットカードを東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東海」といいます。）が提供する「JR 東海エクスプレス予約サービス」（以下、「本サービス」といいます。）の決済用クレジットカードとして登録し、本サービスの入会を申し込む方（以下、「会員」といいます。）は、当行が以下に示す利用目的のため、当行が「JP BANK VISA カード/マスターカード会員規定」に基づき保有している会員の個人情報を、必要な保護措置を講じたうえで次の通り JR 東海に提供し同社が利用することに同意します。
2. JR 東海は、本規定に反する個人情報の取扱防止と会員のプライバシー保護に十分配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。

第2条（個人情報の提供・利用）

当行が提供する個人情報の提供内容、提供先、利用目的および提供期間は以下の通りです。

【提供内容】

- ・氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等およびこれら全ての変更情報

- ・カード番号、カード有効期限等、JR 東海が本サービスにおける取引のために利用するクレジットカード情報
- ・決済用クレジットカードの会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は除く。
- ・決済用クレジットカードの会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は除く。

【提供先】

東海旅客鉄道株式会社

〒108-8204 東京都港区港南 2-1-85 JR 東海品川ビル A 棟

TEL： 0120-417-419

【利用目的】

- ・JR 東海が別に定めるプラス EX カードの送付等、本サービス提供のため
- ・JR 東海と会員との乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービス等の取引のため
- ・JR 東海の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
- ・JR 東海の販売状況分析、商品開発のため
- ・JR 東海から会員に対する必要な連絡のため

【提供期間】

会員が「JR 東海エクスプレス予約サービス特約（プラス EX 会員）」および本取り扱いに同意した日から、本サービスを退会した日または会員資格を喪失した日の 190 日後の日までとします。

第 3 条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

当行は、会員が「JR 東海エクスプレス予約サービスにおける個人情報の取り扱い」の全部または一部に同意できない場合、申し込みの受付をお断りすることや、JR 東海に対し会員登録を取り消すよう通知することがあります。ただし、第 2 条に定める利用目的のうち、営業案内等の送付および JR 東海の商品開発の利用目的について、会員等が両社に中止を申し出た場合はこの限りではありません。

2017 年 9 月改定

■(1)Apple Pay 特約及び(2)電子メールによる書面交付に関する同意

(1)Apple Pay 特約(クレジットカード用)

第1条(本特約の適用等)

1. 本特約は、「JP BANK VISA カード／マスターカード会員規定」及び同規定に対する特約(以下総称して「会員規定等」といいます。)を承認のうえ、株式会社ゆうちょ銀行(以下「当行」といいます。)所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方(以下「会員」といいます。会員規定等で定める家族会員を含みます。)が、当行に Apple Pay を利用するための申込み(以下「Apple Pay 利用申込み」といいます。)を行い、又は、Apple Pay を利用する場合に適用されるものです。また、当行が申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. Apple Pay 利用申込み及びその利用については、本特約に加えて会員規定等(「JP BANK カード iD 特約」を除きます。)が適用されるものとします。本特約と会員規定等が矛盾抵触する場合には本特約が優先的に適用されるものとします。

第2条(用語定義)

本特約において、用語の定義は以下に定めるものとします。

- ・**Apple Pay**: 会員の申込みに基づき当行が提供する決済サービス及びそれに関連する機能・サービス等を、Apple Inc.(以下「Apple」といいます。)が提供するアプリケーション・機能等を用いて会員が利用できるサービス
- ・**Apple Pay 利用可能カード**: 会員が Apple Pay 利用申込みを行うことができる当行所定のカードの総称又は会員が本特約を承認のうえ、Apple Pay 利用申込みを実際に行ったカード
- ・**Apple Pay 対応デバイス**: 会員が Apple Pay を利用できる Apple 所定の Apple Pay 対応機器の総称又は会員が本特約を承認のうえ、Apple Pay 利用申込みを実際に行った機器
- ・**Apple Pay 利用可能決済**: Apple Pay 利用申込みにより会員が利用できる、当行が提供する決済サービス
- ・**トークン**: Apple Pay 対応デバイスに発行される Apple Pay 利用可能決済に用いられる専用の番号で、当行が会員に貸与する Apple Pay 利用可能カードの会員番号とは異なる会員番号
- ・**Apple Pay 会員情報**: Apple Pay 利用申込み又は利用にあたり必要な本人確認情報及びトークン等の情報

第3条(iDの利用申込みについて)

1. 会員は、Apple Pay 利用申込みにあたり、Apple Pay 利用可能決済として「iD」の利用申込みをし、iD 会員になるものとします。ただし、Apple Pay 利用申込みを行う Apple Pay 対応デバイスのモデルにより、iD は Apple Pay 利用可能決済としては対応しません。この場合、本条を含む本特約の iD に関する規定は適用されません。
2. 前項の申込みに基づく iD の利用は、Apple Pay 対応デバイスでのみ可能とし、本特約に定める条件に従うものとします。
3. 本条第1項に基づく iD の利用申込みは、Apple Pay の解約・中止・終了等と同時に、解約されるものとします。

第4条(Apple Pay 利用者)

Apple Pay 利用可能カードを保有する会員のうち、本特約を承認のうえ、当行に対し Apple 及び当行所定の方法により Apple Pay 利用申込みを行い、当行が適当と認めた方を Apple Pay 利用者とします。なお、当行は Apple Pay 利用可能カードにつき事前の予告なく追加、変更することができるものとします。

第5条(家族会員)

家族会員は、会員規定等に基づき家族カード利用の責任を負う本会員(以下「本会員」といいます。)のカードに付帯するサービスの範囲内で、Apple Pay の利用申込み及び利用ができるものとします。ただし、Apple Pay 利用申込みに当たって、家族会員は、事前に本会員に通知し、その承諾を得るものとします。なお、家族会員である Apple Pay 利用者を「Apple Pay 利用者(家族会員)」といいます。

第6条(Apple Pay 利用申込み)

- Apple Pay の利用を希望する会員は、会員自らが、本特約に同意のうえで Apple 及び当行所定の方法により Apple Pay 利用申込みを行うものとします。
- 当行は、Apple Pay 利用申込みを行った会員のうち、当行が当行所定の基準により適当と認めた会員を Apple Pay 利用者として認め、Apple Pay 対応デバイスにトークンを発行し、Apple Pay の利用を可能とします。
- 会員は、Apple Pay 利用申込みに先立ち、自己の責任及び費用負担において、自己が管理する Apple Pay 対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保並びにその他 Apple Pay 利用申込み及び Apple Pay の利用に必要な準備を行うものとします。

第7条(Apple Pay 利用可能決済)

- Apple Pay 利用可能決済は、以下の決済サービスとなります。

決済サービス	ご利用可能な加盟店
iD	iD 加盟店の内、Apple 所定の Apple Pay の利用に対応する加盟店
マスターカード	マスターカード加盟店の内、Apple 所定の Apple Pay の利用に対応する加盟店

- Apple Pay 利用可能決済の加盟店での利用にあたり、当該加盟店が複数の Apple Pay 利用可能決済に対応しており、かつ、それらのいずれかを指定できる場合、Apple Pay 利用者は、実際に利用する決済サービスを自ら指定して利用するものとします。
- Apple Pay 利用可能カードの種類又は Apple Pay 対応デバイスのモデルにより、Apple Pay 利用者が利用できる Apple Pay 利用可能決済は異なります。Apple Pay 利用者が利用できる Apple Pay 利用可能決済及びその利用方法等については当行所定の方法(当行ホームページへの掲載等)によってお知らせします。なお、当行は、Apple Pay 利用者が利用できる Apple Pay 利用可能決済につき事前の予告なく追加、変更することができるものとします。

第8条(Apple Pay 利用可能決済の利用枠及び利用代金の支払い)

- Apple Pay 利用者は、Apple Pay 利用可能カードの利用枠の範囲内で Apple Pay 利用可能決済を利用できるものとします。

2. 当行は、Apple Pay 利用者が前項に定める利用枠を超えて Apple Pay 利用可能決済を利用した場合若しくはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等、利用状況が不審な場合、又は延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、Apple Pay 利用可能決済の利用を一時的にお断りすることがあります。
3. Apple Pay 利用者は、本特約に基づく Apple Pay 利用可能決済の利用に関する一切の債務を、会員規定等に従い、Apple Pay 利用可能カードの利用代金として、Apple Pay 利用可能カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
4. Apple Pay 利用可能決済のうち iD の利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として 1 回払いに関する会員規定等を準用します。ただし、Apple Pay 利用可能カードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規定等の定めに基づき支払い、「安心オプション」及び「マイ・ペイすリボ」の場合は安心オプション特約及びマイ・ペイすリボ特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する方法の場合は、会員規定等の定めに基づき支払うものとします。なお、iD 以外の Apple Pay 利用可能決済の利用に係る支払期日及び支払金額等については、会員規定等が適用されるものとします。
5. Apple Pay 利用者が本条に定める利用枠を超えて Apple Pay 利用可能決済を利用した場合も、Apple Pay 利用者は、当然にその支払いの責を負うものとします。

第 9 条 (Apple Pay の有効期限等)

1. Apple Pay の有効期限は、当行所定の方法(当行ホームページへの掲載等)によって公表する通りとします。
2. Apple Pay 利用者は、前項の有効期限経過後も Apple Pay の利用を希望する場合、再度第 6 条第 1 項及び第 2 項の手続をすることで、Apple Pay を利用することができます。ただし、当行が当行所定の方法により、上記手続を経ず Apple Pay の有効期限を自動で更新する場合があります。
3. Apple Pay 利用者は、Apple Pay の有効期限内であっても、Apple 及び当行所定の方法により Apple Pay 利用可能決済の一時停止又は Apple Pay を解約することができます。
4. Apple Pay の有効期限内であっても、Apple Pay 利用可能カードの解約又は会員資格の喪失をした場合、Apple Pay は解約されます。
5. Apple Pay の有効期限内であっても、以下各号に該当する場合には、Apple Pay は解約されることがあります。
 - (1) Apple Pay 利用可能カードの紛失
 - (2) Apple Pay 利用可能カードの再発行及び他の Apple Pay 利用可能カードへの切替などによりカードの会員番号が変更される場合
 - (3) Apple 所定の事由又は Apple Pay 対応デバイスの故障などにより、Apple Pay 対応デバイス内の Apple Pay 関連情報が削除された場合

第 10 条 (Apple Pay の一時停止・解約等)

1. 当行は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay 利用者に対する事前の通知なく、Apple Pay 利用可能決済の一時停止又は Apple Pay の解約をすることができるものとします。
 - (1) Apple Pay 利用者が本特約若しくは会員規定等に違反し又は違反するおそれがあると当行が判断した場合
 - (2) Apple Pay の利用状況又は Apple Pay 利用可能カードの利用状況が適当でないと当行が判断した場合

- (3) Apple Pay 会員情報、Apple Pay 利用可能カードのカード情報、Apple Pay 対応デバイス、又は Apple Pay 利用可能カードが第三者によって拾得される等、当行が認識した事由に起因して Apple Pay の不正利用の可能性があると当行が判断した場合
2. 当行は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay 利用者に対する事前の通知なく、Apple Pay の一部又は全部を一時停止又は中止できるものとします。
- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、Apple Pay 対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Apple Pay の一部又は全部の利用が困難であると Apple 又は当行が判断した場合
- (2) その他、コンピュータシステムの保守他、Apple 又は当行がやむを得ない事情で Apple Pay の一部若しくは全部の一時停止又は中止が必要と判断した場合
3. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、Apple Pay 利用者に当行が指定する書面の提出及び申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域においては Apple Pay 利用可能決済の利用を制限することができるものとします。
4. 本条第 1 項から第 3 項までに定める事由及びそれに類似する事由による Apple Pay の一部又は全部の一時停止・解約・中止・利用制限等により Apple Pay 利用者に生じた損害につき、当行は一切の責任を負わないものとします。

第 11 条(家族会員による Apple Pay の利用)

1. Apple Pay 利用者(家族会員)が Apple Pay を利用する場合、本会員が、家族カードの利用に関する会員規定等の各規定に基づき、利用代金の支払責任その他利用に生じるすべての責任を負うものとします。
2. Apple Pay 利用者(家族会員)は、Apple Pay の利用が、本会員の意思に反すると認められる場合、ただちに Apple Pay を解約しなくてはなりません。
3. Apple Pay 利用者(家族会員)は、当行が、Apple Pay の利用内容・利用状況等を本会員に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
4. Apple Pay 利用者(家族会員)は、本会員が任意で家族会員による Apple Pay 利用可能決済の一時停止又は Apple Pay の解約をすることができることをあらかじめ承諾するものとします。

第 12 条(善管注意義務、禁止事項等)

1. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、本人以外の第三者に Apple Pay の利用をさせ又は利用のために占有を移転させてはなりません。
2. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入若しくは第三者への譲渡、貸与、担保提供等又は廃棄等の一切の処分を行う場合には、事前に Apple Pay を解約しなくてはなりません。
3. Apple Pay 利用者は、理由の如何を問わず Apple Pay を解約した又は当行により解約された場合、Apple 及び当行所定の方法により、Apple Pay 対応デバイスに保存されている Apple Pay 関連情報が削除されていることを確認しなくてはなりません。
4. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスに保存されている Apple Pay 関連情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはなりません。

5. Apple Pay 利用者が前 4 項に違反し、その違反に起因して Apple Pay が不正に利用された場合、Apple Pay 利用者 (Apple Pay を解約済みか否かを問いません。) は、Apple Pay 利用可能決済の利用代金及び当行へ生じた損害についてすべて支払いの責を負うものとします。
6. Apple Pay 利用者は、以下各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任には Apple Pay 利用可能決済による利用代金の支払責任を含みます。
 - (1) Apple Pay 対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等 (以下まとめて「紛失・盗難等」といいます。) により第三者に Apple Pay を不正利用された場合
 - (2) Apple Pay 会員情報の紛失・盗難等により第三者に Apple Pay 又は Apple Pay 会員情報を不正利用された場合
 - (3) その他前 2 号に準じる事由で、第三者に Apple Pay 又は Apple Pay 会員情報を不正利用された場合
7. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイス又は Apple Pay 会員情報が紛失・盗難等にあった場合、速やかに自身で Apple 及び当行所定の方法により Apple Pay を一時停止又は解約し、最寄警察署に届け出るものとします。この場合、当行へはその旨を文書で届け出いただく場合があります。

第 13 条(免責)

1. Apple Pay 利用者は、以下各号に定める場合又はその他の理由により Apple Pay の一部又は全部を利用できない場合であっても、当行は一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。
 - (1) Apple Pay 対応デバイス等の仕様・品質等、その他の Apple が Apple Pay に関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害等による場合
 - (2) Apple により Apple Pay 対応デバイスのモデルが変更される等、Apple による仕様変更がなされた場合
 - (3) Apple Pay 利用者が第 6 条に定める Apple Pay の利用申込み手を完了しなかった場合
 - (4) 本特約に定める、Apple Pay の一時停止・解約・中止・終了・利用制限等の場合
 - (5) Apple Pay 利用可能決済の各決済サービスに対応した加盟店の端末機又はシステムの故障等及び、Apple Pay 対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合
 - (6) その他、会員規定等及び本特約に定める場合
2. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 利用者が Apple Pay 利用申込み又は利用したことにより、Apple Pay 対応デバイスの各種機能又は Apple Pay 対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Apple Pay 利用者又は第三者に損害が発生した場合で、当行に故意又は重過失がない場合、当行は一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第 14 条(会員保障制度)

Apple Pay 対応デバイス又は Apple Pay 会員情報の紛失・盗難等により第三者に Apple Pay 又は Apple Pay 会員情報を不正利用された場合であっても、当該利用を会員規定等の会員保障制度に定める「暗証番号の入力を伴う取引」に準ずる利用とみなすものとし、当行は損害をてん補いたしません。ただし、Apple Pay の利用にあたり必要な本人確認情報の管理について、Apple Pay 利用者に故意又は過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。

第 15 条(非保証)

当行は、Apple Pay に関連するか否かに関わりなく、Apple が提供又は配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

第 16 条 (Apple Pay の終了及び停止)

Apple Pay 利用者は、Apple 又は当行が以下各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Apple Pay が終了又は一時停止する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。なお、この場合、当行は一切責任を負わないことにつき、あらかじめ承諾するものとします。

- (1) Apple Pay 対応デバイス又はこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
- (2) 当行又は Apple の業務の遂行上重大な支障がある場合
- (3) その他当行又は Apple が、Apple Pay の終了及び停止が必要と判断した場合

第 17 条 (本特約の変更、承諾)

本特約の変更については、当行から Apple Pay 利用者に変更内容を通知、新たな特約を送付、又は、Apple Pay 対応デバイス上若しくは当行ホームページ上で新特約又は変更事項を閲覧可能な状態に供したときは、その後に当該 Apple Pay 利用者が Apple Pay を利用した場合、変更事項・新特約を承認したとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。

※Apple、Apple Pay は Apple Inc.の商標です。

※「iD」は、株式会社 NTT ドコモの商標です。

(2018 年 11 月 19 日時点)

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約

<「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約(以下「本同意条項特約」といいます。)>は Apple Pay 特約(クレジットカード用)(以下本同意条項特約においては「Apple Pay 特約」といいます。)>の一部を構成します。>

第 1 条 (個人情報の収集・保有・利用等)

1. Apple Pay 利用者又は Apple Pay 利用者の予定者(以下総称して「Apple Pay 利用者等」といいます。)>は、Apple Pay 特約に係る取引 (Apple Pay 利用申込みを含みます。以下同じとします。)>を含む当行との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため、下記(1)から(6)までの情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます。)>について、当行が保護措置を講じたうえで、収集 (Apple Inc.及び Apple Japan, Inc.(以下まとめて「Apple」といいます。)>が当行に下記(1)から(3)までの情報を提供し、当行が当該情報の提供を受けることを含みます。)>・保有・利用することにつき、あらかじめ同意するものとします。

- (1) iTunes 及び App Store アカountの利用状況(個別の利用明細については収集しません。)
- (2) Apple Pay デバイスに関する情報(電話番号、名前、モデル等を含みます。)
- (3) Apple Pay 利用申込み時の位置情報
- (4) Apple Pay 利用申込み状況及び登録情報
- (5) Apple Pay の利用状況
- (6) 上記(1)から(5)までに準じる情報

2. Apple Pay 利用者等は、当行が下記の目的のために個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
- (1) 当行のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含みます。以下同じとします。)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - (2) 当行のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発
 - (3) 当行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動
 - (4) 当行が認める加盟店及びクレジットカード利用可能加盟店等その他当行の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信
- ※なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法(当行ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。
3. Apple Pay 利用者等は、個人情報につき当行所定の匿名化措置を講じたうえで当行が Apple と共有し、当社が Apple Pay の提供に必要な行為及び Apple Pay 並びに同社の製品・技術の改善等に利用することについてあらかじめ同意するものとします。

第2条(個人情報の預託)

Apple Pay 利用者等は、当行が当行の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含みますがこれらに限られません。)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。)する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じたうえで、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。なお、当行の事務において、Apple Pay に関する Apple Pay 利用者等への通知にショートメッセージサービス(SMS)を利用する場合は、Apple Pay 利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。

第3条(利用の中止の申出)

Apple Pay 利用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、Apple Pay 利用申込み後に当行に対しその中止を申出することができます。ただし、カード又はご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当行が Apple Pay 利用申込みをお断りすることや解約の手续をとることはありません。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1. Apple Pay 利用者等は、当行に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、Apple Pay 利用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当行に開示を求める場合には、第8条第2項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当行所定の方法(当行ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。
- 2. 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、Apple Pay 利用者等は、当該情報の訂正又は削除の請求ができます。

第5条(Apple Pay 利用申込みが認められない場合)

Apple Pay 利用者等につき、Apple Pay 利用申込みが当行により認められない場合であっても、Apple Pay 利用者等が Apple Pay 利用申込みをした事実は、第 1 条第 1 項に定める目的に基づき、当該申込みが認められない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第 6 条 (Apple Pay 解約後等の場合)

Apple Pay の解約・中止・終了等の後であっても、第 1 条第 1 項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 7 条 (特約等に不同意の場合)

当行は、Apple Pay 利用者等が Apple Pay 利用申込みに必要な当行所定の手続をとらない場合及び Apple Pay 特約の内容の全部又は一部を承認できない場合、Apple Pay 利用申込みをお断りすることや解約の手続をとることがあります。

第 8 条 (個人情報に関するお問い合わせ)

1. 第 3 条に定める中止のお申出は、下記の当行担当窓口までお願いします。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の Apple Pay 利用者等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当行担当窓口までお願いします。

ゆうちょ銀行<本社 個人情報開示担当窓口>

〒100-8793 東京都千代田区大手町 2-3-1 大手町プレイス ウェストタワー

※手続の詳細については、当行ホームページをご確認ください。

第 9 条 (本同意条項特約の位置付け及び変更)

1. 本同意条項特約は Apple Pay 特約の一部を構成します。なお、会員規定等に同種の同意条項が記載されている場合には、これに別途同意していることを前提とします。
2. 本同意条項特約は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

※App Store、Apple、Apple Pay、iTunes は Apple Inc.の商標です。

(2018 年 11 月 19 日時点)

(2)「電子メールによる書面交付に関する同意」

Apple Pay 利用者は、割賦販売法第 30 条第 1 項及び第 2 項に定める書面交付に代えて、電子メール(本文に直接テキスト表示されます。)の方法により同条項に規定される事項が記載された電磁的記録が送信されることにつき、あらかじめ承諾するものとします。

なお、当行の判断により、電子メールではなく書面を発送する場合があります。

(2016 年 10 月 20 日時点)

■キャッシュレス・消費者還元サービス特約

第1条（総則）

- (1) 「本制度」とは、キャッシュレス消費者還元制度をいいます。キャッシュレス消費者還元制度とは、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上を目的に、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者でのキャッシュレス決済手段を使った消費者還元等を支援する国の制度をいいます。
- (2) 本特約は、本サービスを実施するにあたっての、条件、制限事項その他の基本的事項を定めるものとします。
- (3) 本サービスの対象期間は、2019年10月1日から2020年6月30日までとします。ただし、経済産業省又は事務局が、本制度の始期や終期を変更する場合には、本サービスも変更するものとします。
- (4) 当行は、本サービスの対象期間中に、対象会員が対象カード等を用いて、対象加盟店において、ショッピング利用を行った場合に、第4条及び第5条に定める方法により、還元額を対象カード等の本会員に付与するものとします。
- (5) 対象会員は、本特約の定めを承認することを条件として、本サービスの提供を受けることができるものとします。

第2条（用語の定義）

本特約における用語の定義は、次の通りに定めるものとし、本特約に定めのない場合は、JP BANK VISAカード／マスターカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）の用法に従うものとします。

- ① 「対象カード等」とは、第3条に定めるカード等をいいます。
- ② 「事務局」とは、経済産業省監督のもと運営する一般社団法人キャッシュレス推進協議会事務局をいいます。
- ③ 「対象会員」とは、対象カード等の本会員及び家族会員をいいます。
- ④ 「本サービス」とは、会員規定に定める付帯サービスとして、当行が本特約に基づき対象会員に対して本制度における還元等を提供するサービスをいいます。
- ⑤ 「対象加盟店」とは、本制度への参加が当行及び事務局より認可された中小・小規模加盟店及びフランチャイズチェーンをいいます。
- ⑥ 「還元額」とは、当行が、対象会員のカード等のご利用代金に応じて、本制度で定める所定の還元率に基づき対象カード等の本会員に発行するポイントの相当額（1ポイントは1円と換算し、1円未満の端数は切り捨てるものとします。）をいいます。なお、上記ポイントは、当行が提供する他のポイントとは異なるものとし、還元額の付与まで有効となります。また、還元額の付与以外には利用できません。
- ⑦ 「還元額算定データ」とは、事務局が当行に対して提供する本制度の対象となるカード等の利用代金等に関する情報をいいます。
- ⑧ 「集計単位」とは、還元額の算出にあたって用いる単位をいい、対象会員のカード及び第3条で定める付随カードのご利用合計分をいいます。

第3条（本サービスの対象となる決済手段）

本サービスの対象となる決済手段は、JP BANK VISAカード、JP BANK マスターカード（以下これらを「対象カード」といいます。）による決済とします。これらの対象カードに付随するiD決済（ケータイ型・一体型）等も対象とします（これらの対象カードに付随する決済手段を「付随カード」といい、対象カードと付随カードを総称して「対象カード等」といいます。）。ただし、対象カード等は当行により変更される場合があり、変更される場合は、当行ホームページで案内するものとします。

第4条（還元額の付与方法）

- (1) 対象会員が対象加盟店において、対象カード等を用いてショッピング利用を行った場合、対象加盟店が加盟店契約を締結しているカード会社を介して事務局に対して、本制度の対象となるカード等の利用代金を通知し、さらに事務局が当行に対して還元額算定データを提供します。その後、当行は、還元額算定データをもとに、集計単位に還元額を対象カード等の本会員に付与するものとします（家族会員のショッピング利用分に対する還元額も含みます。）。還元額の算定は、当行が事務局から還元額算定データを受領した月の翌月に行うものとし、還元額の付与は次項に記載する方法により行うものとします。
- (2) 還元額の付与方法は、原則として対象カード等の本会員のカード利用代金と相殺する方法とします。また、還元額の付与日は、対象カード等のカードご利用代金等の支払期日とし、毎月26日とします。ただし、支払期日の当日が当行休業日の場合は翌営業日に付与します。なお、対象カード等のカードご利用代金等の支払額が還元額よりも少ない場合には、当行は対象カード等のカードご利用代金等の支払額と相殺後の還元額を対象カード等の決済口座に振り込む方法により付与するものとします。
- (3) 対象会員は、第1項に関し、下記事項について異議を述べないことに承諾するものとします。
 - ① 事由の如何を問わず、当行が受領する還元額算定データに当該ショッピング利用が含まれないことに起因して、還元額の付与対象とならないこと
 - ② ショッピング利用するタイミングと還元額算定データを当行が受領するタイミングが異なる場合等に、対象カード等の本会員のカード利用代金の支払時期と還元額の付与時期が異なること

第5条（特定状況での付与方法）

- (1) 当行は、対象カード等の本会員が当行に対して対象カード等の利用代金の支払いを延滞している場合には、当行が対象カード等の本会員に対する延滞債権（利息・遅延損害金を含みます。）と還元額の支払債務を対当額で何らの通知を要せずいつでも相殺できるものとします。なお、還元額が延滞債権より多い場合は、その差額を相殺処理後、合理的期間内に何らの利息・遅延損害金を付することなく対象カード等の決済口座に振り込むものとします。
- (2) 対象カード等の本会員にカードのショッピング利用のリボルビング払い、キャッシングリボの未決済残高が存在する場合、還元額は弁済金（毎月支払額）にのみ充当され、支払期末到来の未決済残高には充当されないものとします。なお、弁済金（毎月支払額）が還元額よりも少ない場合には、当行は、弁済金（毎月支払額）と相殺後の還元額を対象カード等の決済口座に振り込むものとします。
- (3) 当行は、対象会員が対象カード等を解約している場合であっても、還元額の付与は行うものとします。ただし、決済口座を解約している場合は還元額の付与は行わないものとします。

第6条（還元額の付与条件）

- (1) 対象カード等を用いた対象加盟店以外の加盟店でのショッピング利用が還元額の対象とならないことについて、当行に対して、異議を述べないことを承諾するものとします。対象会員は、自己の責任において、ショッピング利用の前に対象加盟店であるか否かの確認、及び還元率の確認を行うものとします。このため、当行は、対象会員が利用する店舗が対象加盟店であるか否か及び還元率について回答する責任を負わないものとします。
- (2) 対象加盟店の故意・過失（本制度への申請内容の不備等）により、還元額の付与対象とならない場合において、対象会員に過失がない場合であっても、当行は、対象会員へ還元額に代替する金銭等の提供を行う義務は負わず、その他一切の責任を負わないものとします。
- (3) 以下の場合、対象加盟店で対象カード等を用いたショッピング利用が還元額の付与の対象外となることについて、異議を述べないものとします。
 - ① 第1条第3項に定める本サービスの対象期間外の利用
 - ② 本サービスの対象期間中の利用であっても、当該利用時点において、対象加盟店が本制度への参加の認可前であった場合
 - ③ 本サービスの対象期間中の利用であっても、当該利用時点において、対象加盟店が本制度の参加資格を取消または喪失していた場合

- ④ 当行が事務局より、2020年7月30日までに還元額算定データが受領できなかった場合
- ⑤ 対象カード等の毎月のカード利用代金の支払方法が、当行の指定する預貯金口座への振込の場合
- ⑥ その他本特約において当行が還元額の支払を行わないと規定されている場合

第7条（還元額の確認方法）

クレジットカードの還元額の確認方法は、当行より対象会員に送付するカードご利用代金明細書及びカードご利用代金WEB明細書サービス（以下、併せて「明細書」といいます。）において、確認するものとします。

第8条（対象加盟店の確認方法）

対象会員は、対象加盟店であるかどうかについて、当該加盟店に直接確認する、又は事務局が運営する本制度に関するWEBサイト（<https://cashless.go.jp/consumer/index.html>）において確認するものとします。

第9条（還元額の上限）

第4条第1項に基づき還元額算出データより算定した還元額を集計単位ごとに15,000円を上限として付与します。

第10条（還元額の取消）

- (1) 当行は、対象会員が対象加盟店にて対象カード等で返品を行った場合、又は不正利用等に伴い当行に対して請求停止の申し立てを行い、当行が不正利用等と認めた場合には、当該申し立てが、還元額の付与対象取引に対するものであったと当行が判断する場合その他還元額を支払ったにも関わらず対象取引が本サービスの適用対象外であったと当行が判断した場合あるいは本特約に違反して取引が行われたと当行が判断する場合、対象カード等の本会員に対し、対象カード等の本会員への還元額と同額の請求を行うことができるものとします。この場合において、対象会員より還元額の付与対象取引に対するものではないと異議申し立てがあり、当行調査により、対象会員の異議申し立てが認められた場合には、当行は還元額の請求を撤回するものとします。
- (2) 前項に基づき還元額と同額の請求が行われた場合、前条に定める還元額の上限額から当該還元額分を差し引くことをしないことにつき、対象会員は、異議を述べないものとします。
- (3) 対象会員は、対象会員が対象加盟店において、対象加盟店でのショッピング利用の返品・取消をする場合、対象加盟店から現金等による返金を受けてはならないものとします。
- (4) 第1項の当行の対象会員に対する請求は、対象カード等の本会員のカード利用代金に請求額を加算する方法によるものとします。決済口座を解約している場合には、当行が指定する預貯金口座に請求額を振り込むものとします。この場合、振込手数料は対象会員の負担とするものとします。これら請求にあたって対象会員に利息支払債務や、遅延損害金支払債務等は発生しないものとします。

第11条（本サービスの拒否申出）

- (1) 対象カード等の本会員は、当行に対して、本サービスの拒否の申し出ができるものとします。
- (2) 対象カード等の本会員が本サービスの対象期間中に本サービスの拒否の申し出を行った場合、当該拒否の反映には一定期間を要することから、当該反映までに本サービスが提供されたとしても異議を述べないものとします。
- (3) 対象カード等の本会員は、本サービスの拒否の申し出をした場合において、当行に対して、当該拒否以前にすでに付与された還元額の取消の申し出等とはできないことに承諾するものとします。

第12条（不当取引の禁止）

- (1) 対象会員は、以下の①から⑦に定める取引・行為（以下「不当取引」といいます。）を行

ってではないものとします。

- ① 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - ② 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事実に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - ③ 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本制度による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - ④ 本制度の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - ⑤ 本制度の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本制度の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
 - ⑥ 本制度の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本サービスに基づく利益を得させること
 - ⑦ 対象カード等の会員規約に違反した取引又は、違反する懸念がある取引その他事務局や当行が、本制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引
- (2) 対象会員は、当行から対象会員に対し、電話、メール、訪問その他の方法により本特約違反の存非に関する調査を行うことに異議を述べないものとします。対象会員は当行からの問い合わせに応じ、不当取引を行ったか否かに関する必要な回答を行うものとします。

第13条（事務局への届出・利用）

対象会員は、当該会員が不当取引を行った場合、若しくはその疑いがあると当行が判断した場合、当行より事務局に対し、本条記載の目的のための必要な範囲で以下①から⑦の情報を届け出されること、並びに届け出された情報が国、事務局、事務局に認められた登録決済事業者及びそれらの委託先により本制度の実施、不当取引を行った者の特定、不当取引に対する損失請求及び不当取引の防止のために共同利用されることに同意します。

〈登録される情報〉

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 電話番号
- ④ 住所
- ⑤ カード番号等
- ⑥ 決済口座
- ⑦ 不当取引又はその疑いがある取引を行った事実

第14条（利用停止等）

対象会員が次の各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、当行は対象会員に対する何らの通知又は催告を行うことなく、対象会員による本サービスを停止し、また対象会員による対象カード等の利用の停止又は対象カード等の会員資格の取消を行うことができるものとします。また、当行は当該事実を事務局に届け出ることができるものとします。この場合、当行は、当該対象会員に対し、既に還元した還元額の返還請求ができるほか、国、事務局又は当行に生じた損失額に相当する金額を請求することができます。

- ① 不当取引を対象会員が行った場合、若しくはその疑いがあると当行が判断した場合
- ② 不当取引が発生した疑いがあるとの事務局からの通知を当行が受けた場合

第15条（免責）

- (1) 事務局が当行に対して提供する還元額算定データ等、事務局が運営するシステムなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、対象カード等の本会員に付与されるべき還元額が正しく付与できない事

象が発生する場合に、当行は、還元額に代替する金銭等の提供を行う義務は負わず、一切の責任を負わないものとします。

(2) 対象加盟店、本制度に参加する当行以外の登録決済事業者、事務局等、当行以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた対象会員の損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。

(3) コンビニエンスストアや商業施設等のテナント、又はインターネットサイト等でのショッピング時に、対象加盟店が対象会員に対して、本制度における即時還元を行う場合について、当行は一切関与しておらず、当該取引で生じた対象会員の損害について、当行は一切の責任を負わないものとします。

第16条（本特約の有効期間）

(1) 本特約の有効期間は、2021年3月31日までとします。

(2) 本特約の有効期間経過後も、第6条、第10条、第12条及び第15条は引き続き効力を有するものとします。

第17条（特約の改定）

(1) 対象会員は、本サービスが国の施策である本制度の一環として行われるものであり、本制度の内容の変更又は具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、承諾するものとします。

(2) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(3) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上